

参画と協働施策実施 の ガイドブック(仮称) (案)

～多様な手法(チャンネル)の活用ノウハウ～

平成18年11月

兵 庫 県

はじめに

なぜ、参画と協働が必要なのか ~時代の要請~

成熟社会を迎え、地域課題や県民ニーズも多様化するなかで、県民の満足度の高い効果的な施策が求められています。一方、住みやすい地域づくりのためには、地域のことを知っている自分たちが動く必要があると考える県民も増えています。そこで、住みやすい地域づくりをめざすために、県民と県民、あるいは県民と県行政が、それぞれの特性を生かして「参画と協働」に取り組む必要性が高まっています。

参画と協働の2つの場面

兵庫県では、平成15年4月に、「参画と協働」の理念や推進方向を定めた「県民の参画と協働の推進に関する条例(以下、「条例」という。)」を全国に先駆けて制定・施行しています。その中で、2つの場面での「参画と協働」の推進を位置づけています。

県民と県民のパートナーシップによる「地域社会の共同利益の実現への参画と協働」

県民と県行政のパートナーシップによる「県行政の推進への参画と協働」

まず、この2つの場面とその特性を十分、理解しておく必要があります。

県民と県民のパートナーシップ

- 地域社会の共同利益の実現への参画と協働 -

子育てや高齢者の支援、環境・緑化活動、交流行事、国際交流、芸術・文化、防犯・防災など県民の皆さんが、主体的に住みやすい地域づくりのために取り組む活動全般を指します。地域に根ざしているもののみでなく、地域を越えた特定のテーマに基づく活動も含まれます。

(県民が県外で行う活動 県外の方が県内で行う活動も含まれます。)

県民と県行政のパートナーシップ

- 県行政の推進への参画と協働 -

県政情報の共有はもちろん、政策の企画立案、実施、評価・検証の各段階で、県民の皆さんからの積極的な参画と協働を得ながら、県民生活中心の県民とともに歩む県行政の推進を指します。

職員が心がけなければならないこと

「参画と協働」の推進のために、何よりも求められることは、常に「県民の視点」にたつということです。県行政の推進はもとより、いま、各地域で多彩に展開されている県民の自主的な地域づくり活動を支える施策の展開にあたっては特に必要です。

例えば、県民の声に真摯に耳を傾け、必要に応じて適切なアドバイスを行う。あるいは、効果的な施策展開のため、「縦割り」や前例踏襲ではなく、国、市町も含めて行政全体を見渡し横の連携を図る。さらに各種団体、企業も含めて、それぞれの特性を踏まえてネットワークづくりに取り組むなどなど。

つまり、どうすれば多様な地域や県民をコーディネートし、県民の共感を得て、満足度を高めることができるのか、一人ひとりの職員が考えることから、「参画と協働」は始まります。

このガイドブックを手がかりに、一人ひとりが考えましょう

しかし、条例に基づく施策の効果の検証の一環として実施した県職員の意識調査結果をみると、「参画と協働」の必要性を理解しながらも、具体的な取り組み方法への理解が十分ではない実態が明らかになりました。

そこで、「ともに知る、ともに考える、ともに取り組む、ともに確かめる」という4つの段階ごとに、参画と協働の手法（チャンネル）を効果的に活用するノウハウ等について紹介し、参画と協働による施策の企画・実施の参考にしていただくため、このガイドブックを作成しました。

ここでまとめたものは、一つのモデルに過ぎません。参画と協働の理念や必要性や手法（チャンネル）の特性について十分に理解した上で、それぞれのケースに応じて、適切に組み合わせるなど柔軟な取り組みが必要です。特に、県民の主体的な地域づくり活動の支援にあたっては、別途作成している、県民向けの「参画と協働ガイドブック」も参考にしながら、県民の視点に立つことが何よりも重要です。

「参画と協働」の推進にあたって

「参画と協働」を推進するにあたっては、県民の共感を得なければなりません。そのためには「分かりやすさ」がすべての基本となります。その上で、次の視点を心がけてください。

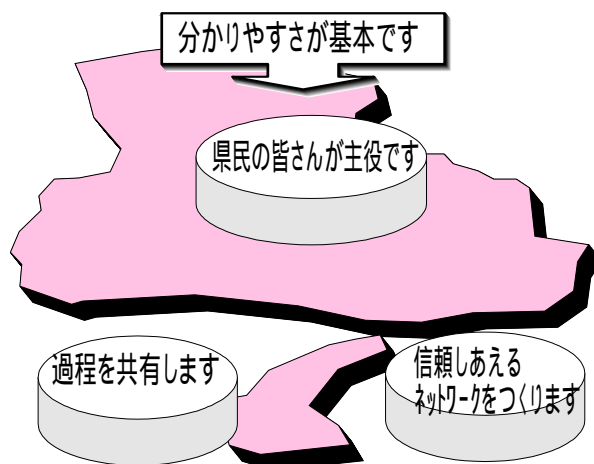
その1：何よりもまず、「県民が主役」です。行政の役割は、県民が知恵や力を発揮できる環境整備に努めることです。

その2：そして、施策の立案・実施の「過程（プロセス）を共有」することが大切です。結論も重要ですが、そこに至る道筋をともに歩むことこそが重要なのです。

その3：そうすれば、「相互信頼のネットワーク」を築くことにつながります。自立・対等の関係に基づく、県民と行政のパートナーシップの確立に努めましょう。

「参画と協働」は、経費節減や行政が本来果たすべき役割の軽減を目的とはしていません。また、従来の行政手法と比べると、一見、手間も暇もかかるようにも思います。しかし、県行政との信頼関係を確かなものにし、元気で安心に満ちた「美しい兵庫」を実現する最も確実な方法であることを肝に銘じて、「参画と協働」に取り組みましょう。

「地域づくり活動の支援、生活者の視点に立った県行政の推進」の基本的な視点
（「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」より）



目 次

参画と協働の進め方	1
1 参画と協働の4つの段階(フェーズ)	1
2 市町と県との関係	4
参画と協働の手法(チャンネル)の活用	5
1 手法(チャンネル)活用の手順(モデル・フローチャート)	5
2 手法(チャンネル)の選択と活用方法	7
(1)ともに知る(共通)	
相談対応(チャンネル1)	7
住民説明会(チャンネル2)	9
アンケート調査(チャンネル3)	11
ヒアリング(チャンネル4)	13
意見・提案の募集(チャンネル5)	14
意見・提案の募集と事業推進スケジュール	15
(2)ともに考える(施策・事業の企画立案)	
シンポジウム(チャンネル6)	16
コラム1 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)について	17
講座、講習等(チャンネル7)	18
審議会、委員会(チャンネル8)	19
コラム2 県民の本音について	20
表彰(チャンネル9)	21
フォーラム(チャンネル10)	22
ワークショップ(チャンネル11)	24
コラム3 農業改良普及員の一日について	25
公聴会(チャンネル12)	26
県民意見提出手続(パブリック・コメント手続)(チャンネル13)	27
モニター(チャンネル14)	29
コラム4 県民モニター制度について	30

(3) ともに取り組む（施策・事業の実施）

共催、実行委員会(チャンネル15)	31
コラム5 アドプトプログラムについて	32
コラム6 地域協働課長の一日について	33
ボランティアとの連携(チャンネル16)	34
コラム7 多くの県民に支えられた「のじぎく兵庫国体」の開催	35
コラム8 地域通貨について	36
コラム9 コミュニティ・ビジネスについて	37
外部委託(アウトソーシング)(チャンネル17)	38
推進員等(チャンネル18)	39
会員、サポーター制度(チャンネル19)	41
コラム10 コウノトリファンクラブ事業について	42

(4) ともに確かめる（施策・事業の評価・検証）

評価指標(チャンネル20)	43
公開審査会・報告会(チャンネル21)	44
コラム11 地域づくり活動応援(パワーアップ)事業について	45

3 手法（チャンネル）活用の評価	46
------------------	----

参考資料	49
-------------	----

参考1 本県における参画と協働の取り組み	49
参考2 参画と協働の手法（チャンネル）活用の現状と課題	53

I 参画と協働の進め方

1 参画と協働の4つの段階（フェーズ）

参画と協働には、次のような4つの段階（フェーズ）があります。それぞれの段階（フェーズ）において、参画と協働の手法（チャンネル）をうまく組み合わせて、多様な主体と過程（プロセス）を共有し、施策・事業を進める必要があります。

こうした取り組みを進めることによって、県民との信頼関係を築くことができます。

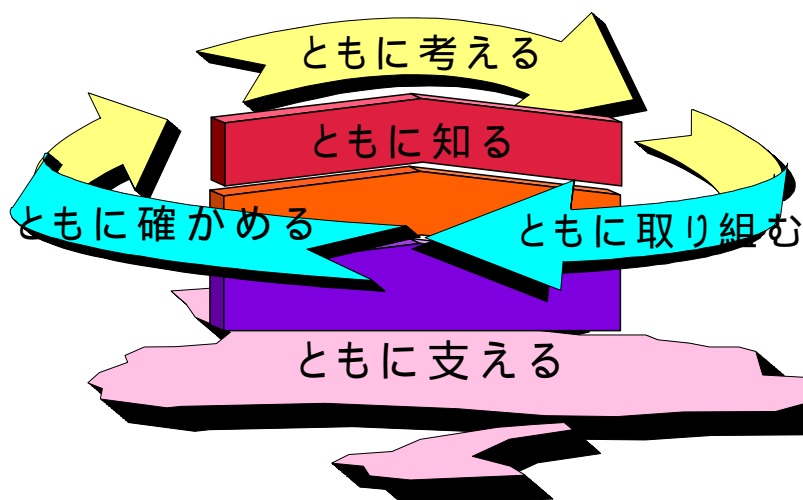
ともに知る

- ・ 「みんなで地域の状況や課題などについて、知らせ合い、分かり合う」ということです。
- ・ 「参画と協働」は、取り組むみんなが情報を共有しなければ実現できません。すなわち、「ともに知る」は「参画と協働」の基本であり、前提となるものです。

わかりやすく、検索のしやすい情報提供
県民ニーズの的確な把握

【留意事項】

- ・ 県民に対し情報を提供する際には、県民の視点に立ってわかりやすく、また、大量の情報の中で県民が探しやすいように工夫する必要があります。
- ・ 情報の提供は、公平かつ適正に行わなければなりません。例えば、県民のプライバシー等の人権を侵害したり、不用意に社会的な混乱を引き起こしたりすることがないよう留意する必要があります。
- ・ 県民のニーズを的確に把握するためには、県民とふれあう機会を積極的に創出し、常にアンテナを高く持って、広く県民の意見を求めるという姿勢が必要です。また、このようにして得た意見や情報は、他の多くの県民に公表し、共有することも大切です。



「ともに支える」とは、「お互いの信頼関係に基づき、みんなで参画と協働のしくみや体制をつくる」ことをいいます。

ともに考える

- ・ 「みんなで知恵を出し合い、話し合い、ともに取り組む方向を考える」ということです。
- ・ 「参画と協働」を確かなものにするためには、施策展開のさまざまな場面において、県民と県行政が知恵を出し合うことが必要です。「ともに考える」ことによって、施策・事業に対する県民の理解や共感を得ることができます。

施策・事業の特性を踏まえた、参画しやすい方法の工夫
コーディネート能力の向上

【留意事項】

- ・ 「ともに考える」機会は、画一的・一方的に設けるのではなく、施策・事業の特性や進捗状況に応じて、県民が参画しやすい方法を工夫することが必要です。
- ・ 「ともに考える」過程では、多様な主体間で意見の相違が生じるなど、必ずしもスムーズに進まないこともあります。その際、建設的な解決ができるよう、職員には、広い視点で意見をまとめたり、調整を行うコーディネート能力が必要となります。
- ・ 県民から提出された意見や情報については、その内容をよく検討し、必要に応じて施策・事業に生かしていくという意識を常に持つことが必要です。

ともに取り組む

- ・ 「みんなで課題解決に向けて、お互いの持っている力を生かして、協力しながら、実行していく」ということです。
- ・ 「参画と協働」をより進めるためには、できるだけ多くの施策・事業で、それぞれに応じた形態を模索しながら、県民と連携して取り組む必要があります。「ともに取り組む」ことによって、施策・事業の成果や満足度を高めることができます。

対等・自立の関係
目的の共有と役割・責任の明確化
柔軟で総合的な能力の向上

【留意事項】

- ・ 「ともに取り組む」にあたっては、県民と行政は上下の関係ではなく、対等の関係であることをお互いが常に認識することが必要です。
- ・ 参画と協働は、経費削減や県が本来果たすべき役割を軽減することを目的としているわけではありません。したがって、「単なる下請けをお願いしたい」「施策・事業を安くしあげたい」といった行政の都合ではなく、互いの立場を尊重することが必要です。また、過度に依存したり、癒着関係に陥ることのないよう、互いに自立した関係を保ちながら協働することが必要です。
- ・ 「ともに取り組む」ことによって達成しようとする目的をそれぞれが共有し、確認しながら進めることが大切です。このため、「ともに取り組む」段階においても、常に情報を交換し合い、それぞれの役割や責任を明確にして取り組むことが必要です。
- ・ 施策・事業を進める際は、縦割りや前例踏襲という意識ではなく、広く県政全体を見渡し、考え行動する姿勢が必要です。部局の枠を超えた事業への積極的な取り組みなど、柔軟で総合的な力を身につける必要があります。

ともに確かめる

- ・ 「これまでの取り組みについて、できたこと、できなかったこと、その原因などを明らかにし、今後どうするかについて、みんなで考える」ということです。
- ・ 「参画と協働」を着実に進めるためには、施策・事業の成果等についても、常に県民の目線に立った評価・検証を実施し、その結果に基づいて、県民に説明し、適宜適切にフィードバックすることが必要です。「ともに確かめる」ことによって、県民の関心を高め、次の施策・事業により多くの県民の参画と協働を得ることができ、県民本意の質の高い県政運営が可能となります。

県民が評価・検証しやすい方法の工夫
適切な説明責任
県民の意見を踏まえた評価・検証方法の構築

【留意事項】

- ・ 「ともに確かめる」を進めるにあたっては、施策・事業の推進状況や成果等を、県民の視点に立ってわかりやすく提供することが必要です。
- ・ 県民が評価・検証しやすいように、地域特性や施策・事業の内容に応じて評価・検証方法を工夫し、充実することが必要です。
- ・ さらに、評価・検証結果について、県民に適切に説明すること、いわゆる説明責任を果たすことが必要です。
- ・ 評価・検証の仕組みや方法を構築するにあたっては、県民の意見を聴いたり、県民とともに考えることが必要です。

2 市町と県との連携

市町と県は、対等・協力の関係が基本です。県は、市町優先の原則に基づき、市町施策を尊重しつつ、市町との適切な役割分担のもと緊密な連携・協調を図りながら県民の参画と協働を推進することが必要です。

このため、市町と県が対等・協力のパートナーとして、県民ニーズを踏まえて、施策立案段階から、情報を共有し、意見交換を行い、協働していかなければなりません。

【地域づくり活動における市町と県の役割の原則】

市町

- ・ 地域づくり活動に取り組む団体等への身近な活動に対する支援など、暮らしに密着した課題に対応します。

県

- ・ 県は、防災や防犯など県民生活の安全確保をはじめ、広域性が高く全県で共通に取り組むべき地域課題や、先導性、専門性が高く市町単独では対応できない行政需要への対応を基本に、県民の主体的な地域づくり活動の拡がりをめざして、ネットワークづくりに対応します。
- ・ その際、市町の主体性を尊重し、先行して取り組んでいる市町と調整するとともに、例えば都市と農山漁村地域などで実施方法に幅を持たすなど、県民局を中心に、地域特性に応じた柔軟な手法を導入することとします。

また、県民の視点に立って、施策の効果が相乗的に高まる場合には、市町と県がそれぞれの特性を生かして、重層的な取り組みを実施します。

また、県民の視点にたった「参画と協働」の取り組みを推進するためには、市町との連携のもと、多様な県民ニーズや地域課題について適切に把握しなければなりません。

そのためには、市町との連携を一層深めながら、現地解決型の県民局と本庁がこれまで以上に情報共有を行い、施策の立案・実施に取り組むこととします。

市町優先の原則：地域の課題は、住民の責任ある選択により、総合的、主体的に解決することが重要であることから、課題の解決は、住民の意思の反映などを最も行いやすい市町が優先的に行い、県は市町ではできないことを行うという考え方。

II 参画と協働の手法（チャンネル）の活用

1 手法（チャンネル）活用の手順（モデル・フローチャート）

参画と協働による施策展開の4つの段階（フェーズ）において、どのような手法（チャンネル）の活用が考えられるのかを記載したモデル・フローチャートです。

ともに知る（共通）

県民から相談を受ける（相談）

1 相談対応...県民からの相談等に対し、必要な情報提供や助言を行う。 [7ページ]

県民に情報を提供する（情報提供）

2 住民説明会...地域住民や利害関係者に説明し、理解を求める。 [9ページ]

県民から情報を収集する（広聴）

3 アンケート調査...特定のテーマについて、広く県民の意見、要望を聴く。 [11ページ]

4 ヒアリング...特定の県民等に対して聞き取りで意見、要望を聴く。 [13ページ]

5 意見・提案の募集...各種ツール(手紙、電子メール等)を活用し、広く県民の意見・提案を聴く。 [14ページ]

ともに考える（施策・事業の企画立案）

施策・事業について県民の理解を深める（学習）

6 シンポジウム...多数の県民が参加し、特定のテーマについて見識を深める機会を提供する。 [16ページ]

7 講座、講習等...基礎的・専門的知識などについて学ぶ機会を提供する。 [18ページ]

県民とともに協議・審議する（協議）

8 審議会、委員会...各種課題について、複数の委員(学識経験者、利害関係者、公募委員など)によって構成された合議制の諮問機関で調査審議する。 [19ページ]

県民の優れた活動を顕彰する（顕彰）

9 表彰...県民の優れた活動を顕彰し、他の模範として広くPRする。 [21ページ]

県民と意見交換する（意見交換）

10 フォーラム...広く県民の参加を求め、計画立案や課題解決に向けて意見交換を行う。 [22ページ]

11 ワークショップ...県民自らが参加・体験しながら、課題を発見し、相互に学び議論することで、合意を形成して提案をまとめる。 [24ページ]

県民の意見、提言を受け付ける（意見、提言）

12 公聴会...各種計画、施策等について、公開の場で、広く県民の意見を聴く。 [26ページ]

13 県民意見提出手続(パブリックコメント手続)...各種計画等について、県民意見を募集する。 [27ページ]

14 モニター...モニターとして登録した県民に、各種施策等について意見を求める。 [29ページ]

ともに取り組む（施策・事業の実施）

県民と施策・事業を企画し協働する（事業の企画・協働）

15 共催、実行委員会...県民(団体・事業者など)と行政のそれぞれが主催者となって共同で一つの事業(各種行事・イベントなど)を行う。または県民と行政が一つの組織を立ち上げ、そこが主催者となって事業を行う。 [31ページ]

県民の主体的な活動を支援する（県民の主体的活動）

16 ボランティアとの連携...担い手づくりや活動の場の提供など、ボランティアが活動しやすい環境を整備し、ボランティアの自発性を尊重しながら協働で事業を実施する。 [34ページ]

県民に事業の運営等を委ねる（委託）

17 外部委託(アウトソーシング)...県行政が実施責任を負う事業のうち、サービスの質とコストの両面を総合的に判断して効果的・効率的に提供できるものについて、県民に事業の運営等を委ねる。 [38ページ]

活動の担い手づくりを進める（担い手づくり）

18 推進員等...県行政の推進について一定の役割を委嘱する。 [39ページ]

19 会員、サポーター制度...特定の政策テーマに賛同する県民を広く募集し、会員等として登録し、地域づくりの担い手として継続的な活動を支援する。 [41ページ]

ともに確かめる（施策・事業の評価・検証）

県民とともに成果等を評価する

20 評価指標...県行政の達成状況や成果を評価し、次の政策等の企画立案に生かす。 [43ページ]

21 公開審査会、報告会...県民の企画提案を公開の場で審査し、支援を決定するとともに、事業実施後、県民自らが報告・評価することで、ノウハウの共有を図るとともに、次の事業等の企画に生かす。 [44ページ]

フィードバック（施策・事業の見直し、継続、廃止の決定）

手法（チャンネル）活用のノウハウの蓄積と共有

2 手法（チャンネル）の選択と活用方法

参画と協働の手法（チャンネル）ごとに、手法（チャンネル）の概要、期待できる効果、活用の留意点を記載しています。

これらを参考に、施策・事業の特性に応じて、手法（チャンネル）を適切に組み込み、効果的に活用してください。

チャンネル 1

相談対応

1 相談対応とは

県政全般または特定のテーマについて、県民から寄せられる相談や苦情に対し、必要な情報提供や助言等を行うことにより、相談者のニーズに対応するとともに、その内容を県政運営の改善に生かすことです。

2 期待できる効果

- ① 県民から寄せられる相談や苦情に対し、懇切丁寧に対応することで、県民との間に信頼関係が構築されます。
- ② 県民から寄せられる相談や苦情を県政運営に反映させることで、県民の視点に立った、よりよい行政サービスの提供が可能となります。

3 活用の留意点

相談等に対する前向きな対応

県民から寄せられる相談や苦情の中には、感情的なものや対応に時間がかかるものがあり、県職員は、無難に済ませようという意識が働きがちです。しかしながら、県民からの相談や苦情は、行政サービスを向上させるための貴重な情報源でもあることから、前向きに捉え、積極的に対応することが必要です。

相談者の立場に立つ

多くの県民は、今現在自ら直面している困難や問題に対し、不安を抱えながら相談等に来ます。このため、職員は、相談者がどのような思いで、なぜ相談に来ているのか、相談者の気持ちをよく理解し、相談者の立場に立って対応することが必要です。

相談等の内容を正確に把握する

県民から寄せられた相談等に的確に対応するためには、まず、相談等の内容をよく把握する必要があります。相談者の言い分、主張、要求等について、必要に応じて資料等の提供を求めながら、できるだけ具体的かつ正確に聴取することが必要です。また、聴取した内容については必ず相談者に確認するようにしましょう。

個々の相談等の特性を踏まえ対応する

県民から寄せられる相談等は、職員にしてみれば、「よくあるケースの一つ」かもしれませんが、しかしながら、相談者にとっては固有の問題であり、取り巻く環境は、それぞれ異なっています。このため、相談等に対応するにあたっては、画一的な対応に陥ることなく、できるだけその背景等を調べ、案件の特性を踏まえた上で対応することが必要です。

他の部署と連携を図りながら対応する

相談等の内容によって、自らの部署で対応することが困難な場合は、担当となる部署や機関に取り次ぐなど、他の部署等とも連携を図りながら対応することが必要です。

相談等の傾向を分析し、制度等の改善に生かす

県民から寄せられた相談や苦情に関する情報は、一定期間ごとに集約し、内容・時期・場所などによって整理し傾向を分析することで、有効な対策を講じたり、制度等の改善に生かすことができます。

4 主な事例

- ・ さわやか県民相談（県民政策部知事室広聴課）
- ・ 生きがいしごとサポートセンターの設置（産業労働部しごと局しごと支援課）
- ・ 農のゼロエミッションの推進（農林水産部農政企画局消費流通課）

1 住民説明会とは

県民生活に直接関わるような施策・事業を決定・実施するに当たって、行政が、あらかじめその内容を地域住民や利害関係者等に説明し、意見交換を行い、理解を求めるために開く会です。通常、行政からの説明後、質疑応答や意見交換を行います。

※住民説明会と公聴会

住民説明会と似た手法として、公聴会があります。どちらも県民生活に直接関わるような施策・事業を決定する際に、行政が、あらかじめその内容を県民等に説明し、意見を聴取する手法ですが、住民説明会は地元住民等の利害関係者に情報提供することにより、理解を求めることに重点を置いた手法であるのに対し、公聴会は、利害関係者のみならず広く一般県民等の意見を聴取することに重点を置いた手法と位置づけられます。(公聴会については、P26参照)

2 期待できる効果

- ① 地域住民と関係の深い案件や利害関係者の明確な案件について、県民の意見等を把握する場合に必要なかつ有効な手法です。自分たちの地域や利害に直接関わる内容を取り扱うことから、関心や意識の高い県民が集まりやすく、質疑応答や意見交換が活発になされる傾向にあります。このため、地域の実情やそれに基づく提案など、生の声を多く聴取することができ、そうした意見を踏まえた施策・事業の決定、実施が可能となります。
- ② 施策・事業の決定等にあたり、あらかじめ地域住民や利害関係者に説明し、合意形成を図ることで、効率的かつ実効的な施策・事業の実施が可能となります。

3 活用の留意点

開催情報の周知

できるだけ多くの住民等が参加できるように、開催に当たっては、事前に時間的余裕を持って開催予定を十分周知するとともに、開催場所や時間帯についても、参加者の都合を考え、十分配慮することが必要です。

説明に当たっては、住民等の理解促進を心がける

住民説明会において、住民等の疑問や不安に応えるためには、行政が一方向的に説明したり、抽象論で終始するのではなく、現実的で具体的な解決策を提示するなど、わかりやすく説明し、住民等の理解促進を心がけることが大切です。身近な事例などを交え説明すれば、より住民の理解は深まるでしょう。

誠意ある対応により信頼関係を構築する

住民説明会では、強硬な反対意見や様々な注文が出され、対応に苦慮することもあります。しかしながら、そうした意見等の中には、行政では把握できない地域の実情や考えつかなかった提案が含まれることもあります。このため、担当職員は、無難に会議を終了させようといった姿勢ではなく、貴重な意見として受け止め、誠実に対応していくという姿勢で望むことが大切です。こうした対応により、住民との間に信頼関係が生まれ、住民に対しても責任のある発言を促すことができます。

活発な意見交換を可能とするための配慮

住民等から意見を聴取する場合、参加した住民等にとっては、行政から説明を受け、その場で意見を求められても即座に答えられないことがあるため、事前に資料を送付するとともに、質問シート等を用意して説明会当日に配布し、開催後も一定期間、質問等を受け付けるなどの配慮が必要です。

また、場合によっては、説明会を複数回開催することも検討しましょう。

4 主な事例

- ・ 河川改修事業（県土整備部土木局河川整備課）
- ・ 海岸高潮対策事業（県土整備部土木局港湾課）

1 アンケート調査とは

県民の意向やニーズ、活動の実態などを把握するため、特定のテーマについて、無作為または任意に抽出した県民に対し、同じ質問を行い、質問に対する回答としてデータを収集し、分析することによって必要な情報を引き出す手法です。

2 期待できる効果

- ① 収集したデータを分析し推計することにより、県民全体や一定範囲の県民の意向等を客観的な数値で把握することができます。
- ② 自由回答による意見記入欄を設けた場合には、一度に比較的多くの県民の意見を把握することができます。

3 活用の留意点

調査の必要性を検討し、目的を明確にする

一般的に、アンケート調査を実施するには、多くのコスト（費用、時間、労力）がかかります。このため、まずは「本当にこの調査を実施する必要があるのか（必要性）」を検討し、「調査で何を明らかにしたいのか（目的）」を明確にした上で、調査に取りかかる必要があります。

また、この段階で、既に同じような調査が行われていないかどうかをよく確認しておくことも必要です。既存の資料で調査目的が達成できるようであれば、その代替利用を慎重に検討（調査の時期、対象、実施者の違いなど）します。また、そうでない場合でも、過去に行われた類似の調査を検討することで、調査票作成の参考としたり、同一の質問項目を設定することにより調査結果を比較し、有用な情報を引き出すなど、より効率的かつ効果的な調査が可能となります。

調査票は回答する県民の立場になって作成し、専門家の知恵を借りる

調査票の作成に当たっては、質問項目の選定や順序、質問文の内容、回答方法、調査票のレイアウト、協力依頼文の作成など、様々な事項について検討が必要となります。これらすべてに共通する必要な視点は、回答する県民の立場に立って検討するということです。

例えば、質問項目の選定に当たっては、「これも聞いておきたい」と項目を増やしがちですが、回答する県民の立場からすると、あまりに多い質問に答えるのは大変で協力し難く、たとえ協力したとしても質問の後半は無回答や雑な回答になり、結果として意図したデータが得られなくなります。このため、調査の目的に立ち返り、再度質問項目を吟味し、場合によっては、重要度の低い項目を割愛するなど、適切な量におさめることが必要です。

また、調査票の作成に当たっては、必要に応じて、学識経験者などノウハウを有する専門家に相談し、知恵を借りることも大切です。

調査実施前に必ずテストする

調査票の不備等をアンケートの内容に通じた調査実施者がチェックするのは難しいものです。そこで、調査票の内容等をチェックし、よりよいものとするため、ごく少数の県民を対象に予備調査を実施し、調査票に分かりにくいところはないか、誤解しやすいところはないか、などをテストしましょう。この場合、実際の調査対象者の条件に該当する県民に回答してもらうのが適当です。なお、それが困難な場合は、少なくとも、内容を知らない身近な人に、チェックしてもらうことが必要です。

回収率を上げるための工夫

アンケート調査では、必ず調査不能な回答者（転居や不在、調査への協力拒否など）が出てきますが、これがあまりに多くなり、調査票の回収率が低下すると、データから引き出す情報の信頼性に影響が生じます。そこで、回収率をあげるため、次のような工夫をすることが必要です。

- ・調査先リストの作成には、できるだけ最新の名簿を利用する。
- ・調査の実施時期に留意する（3月～4月は年間を通じて最も転居が多い、職業人は曜日によって在宅率が異なるなど）。
- ・協力依頼文を丁寧に書く。
- ・催促状を送付する。

もっとも、こうした技術的な工夫も必要ですが、何よりも、県民が手間をかけて回答するだけの魅力がアンケートに備わっていることが必要です。そのためには、あらかじめ、調査結果のとりまとめ予定時期や公表方法とともに、それをどのように取り扱い、どのように生かそうとしているのかをできるだけ具体的に示すことが必要です。

データのグラフ化による分析

調査によって収集したデータを生かせるかどうかは、データ分析をどのように行うかにかかっています。調査データの分析で重要なことは、データから、調査目的を達成するために役立つ正確な情報を、できるだけ多く引き出すことです。

調査データの分析では、まず初めに、単純集計等を行いますが、その結果を棒グラフや円グラフ、折れ線グラフなど、様々なグラフにすることで視覚に訴えた情報の読み取りが可能となり、データの持つ特徴が把握しやすくなります。

タイムリーな報告書の作成

調査結果を関係者間で共有し、意思決定等の判断材料として生かすためには、報告書を作成することが必要です。報告書の作成に当たっては、どこまでが調査データから明らかにされた客観的な事実でどこからが調査実施者の経験や主観による評価（解釈）であるのかをきちんと区別して記載することが必要です。

また、実施した調査も報告のタイミングを逃しては、意味がなくなります。報告書の作成に時間がかかりそうであれば、まず単純集計などによる簡潔な「速報」を作り、その後、詳しい報告書を作るといった二段階での報告も検討しましょう。

1 ヒアリングとは

特定の県民や団体・グループ、企業などに対して聞き取り調査を行うもので、アンケート調査とならび、政策立案の前提として県民等の意識や意向を把握するため、よく用いられる手法です。聞き手としては、県職員が行う場合や学識者・コンサルタント職員等の外部協力者が行う場合、両者が合同で行う場合などがあります。

2 期待できる効果

- ① 対象者が限定されるため、量的な妥当性は担保できませんが、直接、聞き手と対象者が顔を合わせることから、調査等の趣旨を説明しやすく、かつ意見を聞き込むことができるため、アンケートなど書面では現れない県民等の意見（本音・現実）やアイデアを聴取することができます。
- ② ヒアリングの実施をきっかけに、県民等との交流をはじめたり、交流を深めるなどの効果も期待できます。

3 活用の留意点

ヒアリング前の周知な準備

ヒアリングの実施に当たっては、対象者の選定をはじめ、ヒアリングを行う場所の確保、時間の調整などが必要となります。

また、一度にヒアリングできる時間・内容には限界があるため、あらかじめヒアリングする内容を十分に検討しておく必要があります。

アンケート調査との併用

アンケート調査で回答の多かった課題等に関連する対象者をピックアップしてヒアリングを実施するなど、アンケート調査と組み合わせることにより、全体の傾向を把握した上で、アンケート結果をベースに、さらに詳細な内容を把握することができます。

イメージ（写真など）

4 主な事例

- ・ ひょうご経済・雇用再生加速プログラム（産業労働部産業政策局産業政策課）
- ・ 復興モニター報告書 2005（県土整備部住宅復興局復興推進課）
- ・ 歴史とふれあうまち～丹波の再生～（丹波県民局県土整備部森のまちづくり担当参事）

1 意見・提案の募集とは

県民の多様な意見・提案を県の施策・事業に生かしていくため、各種ツール（電話、FAX、手紙、電子メール等）を活用し、特定のテーマ・課題または県政全般について、広く県民の意見等を募集することです。

2 期待できる効果

- ① 県の施策・事業に関心の高い県民から、日常生活や活動の現場から生じた問題意識に基づく生の声を聴取することができます。
- ② 県民の多様なニーズを踏まえた施策・事業の推進が可能となり、県行政にはない視点や発想を施策・事業に取り込むことができます。
- ③ 提出された意見等に対し、誠実な対応を積み重ねることにより、県民との間に信頼関係が構築され、県民の県政への参画意識を高めることができます。

3 活用の留意点

意見等を生かすという前向きな姿勢

県民から意見・提案が寄せられた時、まず、県職員は、それを実現するための苦労（人手や予算など）を考えてしまうためか、どうしても守りの姿勢になりがちです。しかしながら、県民から寄せられた意見等は、県民サービス向上のための大切な財産であり、施策・事業に反映できないかをよく検討し、必要に応じて生かしていくという前向きな姿勢で取り組むことが大切です。

ただし、意見等の提出される時期によっては、施策等への反映が困難となりますので、事前に、県民に対し県の施策等の検討時期やプロセス（重要施策、予算編成など）を説明し、理解を求めておくことも必要です。

意見等の内容を正確に把握

県民から提出された意見等に的確に対応するためには、まず、寄せられた意見等の内容を正しく理解・把握することが必要です。このため、意見等を募集する際には、提出者の連絡先を把握し、提出された意見等の内容に不明確な点があれば、必要に応じて確認を行うようにしましょう。

意見等の総合的な検討

県民から個別に寄せられる意見等の中には、個人の利害得失が絡んだものも多く含まれます。このため、提出された意見等の背景や、県民一般の考え方及び地域の実態とかけ離れていないかなどを調査し、検討した上で対応することが必要です。

また、意見等を施策等に生かしていく際には、意見等の内容によって、既存の計画・ビジョンや審議会等の答申との整合性、県民生活における必要性や緊急性などを総合的に検討することが必要です。

意見等に対する説明責任

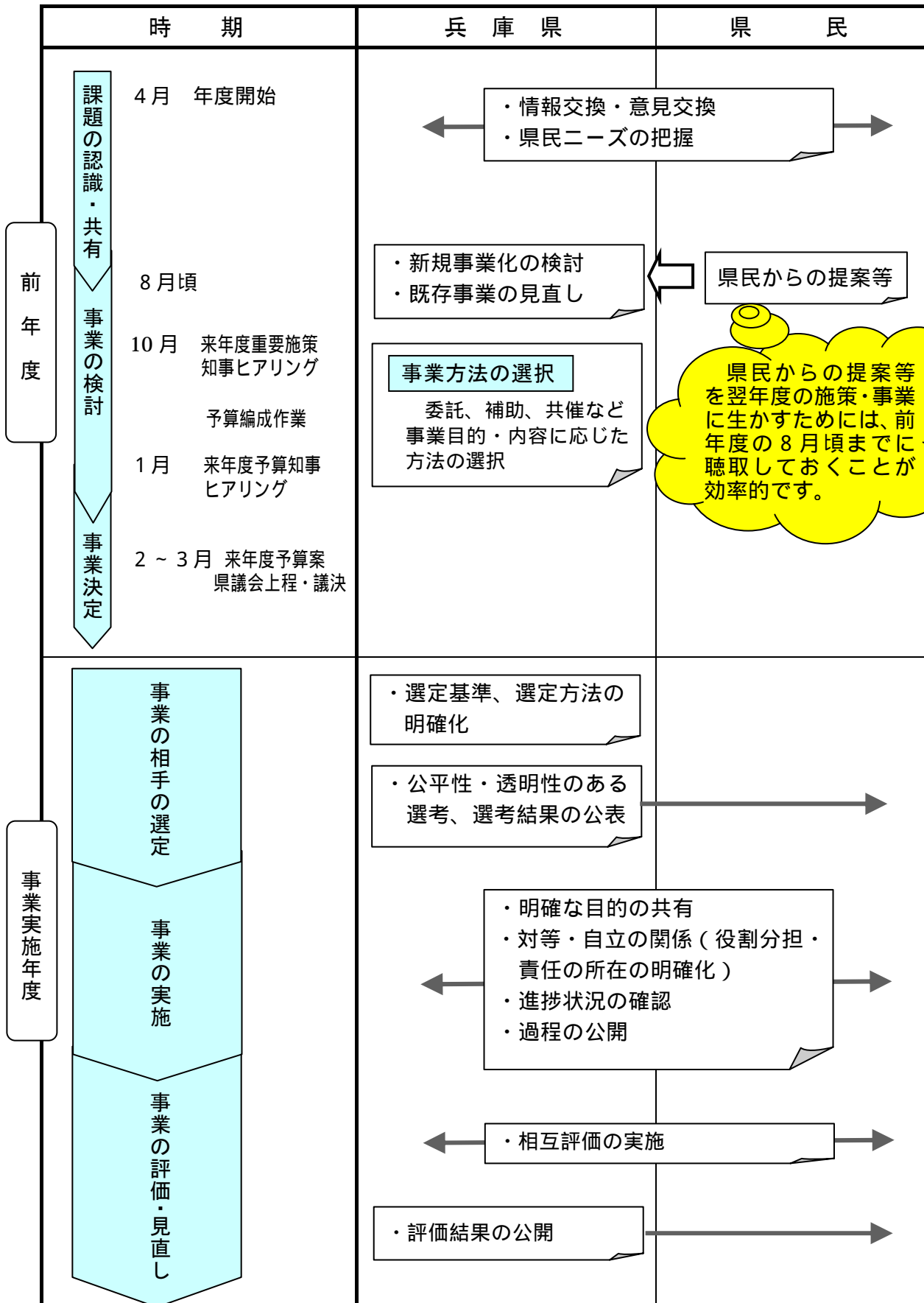
意見等を提出した県民にとって、最も気になるのは、県がどのように対応してくれるかです。意見等の内容によっては、県として対応することが困難な場合もありますが、その際には、対応できない理由を明らかにするなど、意見等を率直に受け止め、誠実に対応することが必要です。また、対応に時間がかかる場合は、対応に要する期間や途中経過を報告しておくなどの配慮も必要です。



意見・提案の募集と事業推進スケジュール

県民からの意見・提案を政策形成に反映させるためには、どのようなスケジュールで事業を進める必要があるでしょうか？

以下では、県民との協働事業を例に、その流れを掲載します。



1 シンポジウムとは

施策・事業等の推進にあたり県民の理解を深めたり、制度等の普及啓発を図るため、特定のテーマについて、専門家や県民、行政などの数名の報告者が、それぞれ異なった立場・側面から講演・発表を行い、その後、司会や会場からの質問に答える多数参加型の会議です。

※シンポジウムとフォーラム

シンポジウムと似た手法として、フォーラムがあります。どちらも不特定多数の県民に参加を呼びかけ、公開の場で、専門家や行政が講演等を行い、制度・事業等の普及啓発や意見交換等を行うものですが、シンポジウムは、県民への制度等の普及啓発・理解の促進に重点を置いたものであるのに対し、フォーラムは県民との意見交換・議論に重点を置いたものと位置づけられます。しかしながら、両者の違いは相対的で、実態は特に区別されることなく実施されることも多いようです。(フォーラムについては、P22参照)

2 期待できる効果

- ① 一度に比較的多くの県民に対し、県の推進する施策・事業の情報提供や制度等の普及啓発を図ることができます。また、特定のテーマについて、専門家等の講演を実施した上で、質疑応答を行うことで、制度等に対する県民の関心を高め、理解を深めることができます。
- ② シンポジウムは、開催日当日だけのイベント的な意味合いが強いものですが、数回にわたり発展的に開催していくことで、県民の意識啓発を継続的に行うことができます。

3 活用の留意点

できるだけ多くの参加者を確保するための十分な検討

できるだけ多くの県民の参加を確保するため、開催テーマの設定をはじめ、報告者の人選、開催場所、開催日時等について十分に検討する必要があります。

報告者の人選に当たっては、一般的には、同じ立場や意見の者に偏らないよう、異なった意見や別の視点から報告のできる人物を選ぶ必要があります。

また、開催日時の設定に当たっては、平日の参加が困難な勤労者等も参加できる土日、祝日の開催も検討しましょう。

参加者同士のふれあいを大切に

シンポジウムの会場には、同じようなテーマについて興味を持っている県民が多数参加しています。このため、シンポジウムの最後に、講演等を聴いて感じたことや考えたことを、少し参加者同士で自由に話し合ってもらう時間を設けたり、終了後、報告者との交流会を設けるなど、参加者同士が知り合ったり、話し合ったりできるような機会を設けることも検討しましょう。

参加者の関心を高める仕掛け

開催会場のロビーに、展示コーナー（パネル展示・見本展示）や実演コーナーを設けるなど、会場を訪れる参加者の関心を集め、かつ意識啓発につながるような仕掛けをしておくことも大切です。

開催結果の情報提供

シンポジウム開催後は、ホームページで開催結果を発信するなど、参加できなかった県民をはじめ、広く県民に対し情報提供しましょう。最近では、東京都三鷹市（基本計画改定時）のように、インターネット上で実際のシンポジウムの映像と議事録を公開し、意見を書き込む「eシンポジウム」などの事例も見られます。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）について

● SNSとは

SNSとは、共通の興味・関心で結ばれた参加者が、互いに友人を紹介しあって、新たな友人関係を築いたり、既存の友人関係を深めたりすることを目的に開設されたコミュニティ型の会員制Webサイトです。近年、急速に利用者が増えており、大きなブームとなっています。

総務省の調査によると、SNSの参加者数は、2005年3月末現在、約111万人で、2007年3月末には約1,042万人に達すると予測されています。

● SNSの特徴

一般にSNSの会員になるためには、既に会員となっている者からの招待を受ける必要があり、また、一定のプロフィールの登録が必要なことから、一般のWebサイトに比べ、信頼性・安心性が高い点が特徴です。このことからSNSは、“登録メンバーの顔が見えるコミュニティ・サイト”ともいわれています。

● 地域づくり活動のツールとして

地域づくり活動の広がりには、自分の友人などに声をかけながら、その友人と友人がさらにつながり、時間的・場所的な制約を情報技術で乗り越えながらネットワークの輪を広げることが有効です。SNSは、そのためのツールとしても注目されており、熊本県八代市の「ごろっとやっちょろ」の導入をはじめ、これをベースに総務省が開発したSNSの実証実験が、東京都千代田区（通称「ちょっピー」）と新潟県長岡市（通称「おこなごか」）で行われるなど、各地で地域密着型SNSの導入が進められつつあります。

兵庫県内でも、地域密着型SNSとして、「ひよこむ(平成18年10月1日)」や「ショコベ(平成18年3月30日)」などがNPOなどにより運営されています。「ひよこむ」では、県民交流広場事業と協働するNPOの主体的な企画・負担により、「わくわく交流広場ネット」が運営されています。

1 講座・講習等とは

県民の理解や協働が必要な施策・事業を進めるにあたって、人材の育成やスキルアップを図ること等を目的に、県民に対し、基礎的・専門的な情報や知識、技術などについて学ぶ機会を提供する手法です。

2 期待できる効果

- ① 一度に参加できる人数は限られますが、受講者の習熟度に応じた講座等の設定やクラス分けなど、基礎から専門的な内容へと段階を追いながら、きめ細かな学習の機会を提供することが可能です。
- ② 特定の分野について知識や技能を有する人材の育成やスキルアップが図られることにより、県民同士または県民と県行政が協働しながら、効果的な施策・事業を推進することが可能となります。
- ③ 講座等の受講をきっかけに、参加した県民同士または県民と県行政との交流がはじまったり、交流が深まるなどの効果も期待できます。

3 活用の留意点

関係機関との連携による実施

講座等を効果的・効率的に実施するため、県行政だけでなく、県民や企業、団体、教育機関等と連携し、適切に役割分担することで、それぞれの持つ資源を有効に活用しながら実施することを検討しましょう。

受講生の声を次に生かす

講座等の終了後は、必ず受講者に講座等の進め方や内容についてアンケートをとり、次回の企画・運営に生かすようにしましょう。

学んだことを生かせる環境づくり

講座等の実施による学習機会の提供と合わせて、参加した県民が、学習した成果を様々な活動に生かせるような環境づくりを進めておくことが必要です。

4 主な事例

- ・ いなみの学園の運営（県民政策部県民文化局生活創造課）
- ・ 阪神シニアカレッジの運営（県民政策部県民文化局生活創造課）
- ・ 「ユニバーサル社会づくり」出前講座の実施（健康生活部生活企画局ユニバーサル課）

1 審議会・委員会とは

- ・ 県の政策形成や施策の実施等について調査審議等を求める場合に設置される、あらかじめ定数や任期を定めた複数の委員（学識経験者、利害関係者、公募委員など）によって構成された合議制の諮問機関のことであります。
- ・ 審議会等はいくまで諮問機関であり、その答申等を尊重して最終的な判断を行い、責任を負うのは県です。
- ・ 審議会等には、法律・条例に基づき設置されるものと、要綱等に基づき設置されるものがあります。

2 期待できる効果

- ① 県の政策形成や施策の実施等に当たり、外部の専門的な知識・経験を導入することができます。また、一定期間、継続的に調査審議することにより、判断の一貫性が担保できます。
- ② 県の政策形成に当たり、行政外部の委員の合議による意見等を考慮することで、県の意思決定の客観性が担保されるとともに行政過程の民主化が図られます。特に、公募によって委員を選任した場合には、生活者の視点に立った県民の意見を反映することができます。
- ③ 利害関係を有する県民や団体の代表者を委員として選任した場合には、特に、様々な利害や意見を踏まえた意思決定が可能となります。

3 活用の留意点

審議会等に指摘される問題

審議会等は、専門的知識の導入や行政過程の民主化等において重要な役割を果たしています。しかしながら、一方で、その数が極めて多いのではないかと意見や、会議や議事録・審議資料の公開といった審議会の公開性に関する問題などが指摘されています。

「附属機関等の設置及び運営指針」等の適切な運用

県では、審議会等の設置を必要最小限に抑制するとともに、幅広い人材からの委員の選任や会議の公開などを進め、会議運営の一層の合理化、活性化及び透明性の向上を図ることを目的に「附属機関等の設置及び運営指針」を定めています。また、審議会等の審議に県民の意見を反映させることを通じて参画と協働による県行政を推進するため、委員の公募に関する全庁統一のルールとして「附属機関等の委員の公募に関する指針」を定めています。さらに、女性委員の登用推進を図るために「審議会等への女性の登用推進について」を定めています。これらの指針等にもとづき、適正な設置・運営を図る必要があります。

委員の選任、委員の能力と事務局機能とのバランス

特に、審議会等の専門性を確保し、有効に機能させるためには、委員の選任が鍵となります。このため、他部局との情報交換や附属機関等人材情報システムの活用などにより、地域の人材を日常的に把握しておくことが必要です。また、審議会等の活動の有効性は、委員の能力と事務局機能とのバランスによっても大きく左右されます。このため、日頃から、審議会等の委員と十分に情報交換するなど、相互補完的な協力関係を築いておくことが必要です。

県民の本音について

《行政に心がけてほしいこと》

行政に後援を依頼するための窓口が分からず苦労した。総合窓口のようなものがあればいい。

行政に対して、例えば、メールを送ってもレスポンスが遅い、あるいは無いということがある。

行政内部の連携の悪さが見えることもある。横だけでなく縦も同様である。担当部署のトップにお願いしたが、現場はその指示を知らなかったことが何度かあった。また、組織間の情報共有ができていない。私がある支援施策について、別の部署に情報提供することさえある。行政の中で、行政同士の連携を円滑にするコーディネーターが必要ではないか。

同じ行政が、同じ日にさまざまなイベントをやっている、参加者の確保が難しかったり、自分たちが参加できなかったりする。何とかならないか。

《県民と行政の課題》

県と団体がともに取り組みイベントでも、県が声かけしたものについては、何から何まで県職員がやっている。それでは県職員も大変だし、団体のスタッフが育たない。双方とも意識改革が必要である。

県がフォーラムなどをやるときでも、いつも同じ団体の人が講演やパネリストをしている。参加した人が「この人たちしか活動をやっていないのか」と誤解するのではないか。審議会などの学識経験者も同様である。一方、我々も、そういう場に出られるようにステップアップしなければいけない。

「地域づくり活動の事例集（平成17年3月・参画協働課作成）」より抜粋
（掲載団体からインタビューにより聴取）

1 表彰とは

- ・ 先導的で優れた地域づくり活動等を行った県民を褒めたたえ、他の県民の模範として、その功績を広くPRする手法です。
- ・ 地域づくり活動に取り組む県民は、自らの内発的な意思によって活動しており、その活動に対して精神面から報いる表彰制度は、活動に取り組む県民の志気高揚を図るという重要な意義を持っています。

2 期待できる効果

- ① 先導的で優れた地域づくり活動等を表彰し、他の県民の模範として広くPRすることで、当該活動に対する県民一般の関心や評価を高め、同様の活動を行う県民に対し、さらなる活躍、成果を督励する効果が期待できます。
- ② 被表彰者自身にとっては、自らの活動が表彰されることで、活動の励みとなり、その後の一層の活躍が期待できます。

3 活用の留意点

社会情勢等を踏まえた表彰制度の設置・運営

表彰制度を設けるに当たっては、長年の地道な活動や短期的な功績、地域限定の功績など、それぞれの表彰制度の趣旨に照らして対象や内容を十分に検討し、社会情勢や県民の価値観に適合した制度とすることが必要です。また、既存の表彰制度についても、形式化・形骸化することがないように、社会情勢の変化等を踏まえ、絶えず表彰の必要性や内容の見直しを検討することが必要です。

表彰基準の公平性・客観性の確保

県民に身近で信頼される表彰制度となるよう、表彰基準の設定や選考に当たっては、第三者機関を設置し、検討・評価するなど、公平性・客観性を確保することが必要です。また、表彰基準については、あらかじめ公表し、表彰後は、受章者の功績内容のほか、県の選考過程などを県民に明らかにするなど、制度の透明性を確保することが必要です。

幅広い候補者の掘り起こし

優れた候補者を的確に表彰するためには、候補者を幅広く掘り起こすことが必要です。このため、表彰制度自体の広報を充実するとともに、表彰に当たり推薦を要件とする場合は、特定の者・団体からの推薦に偏らないよう、幅広い者・団体から推薦を求めることが必要です。

個人情報保護に配慮した表彰結果の周知

表彰結果については、できるだけ多くの県民に見てもらえるよう、ホームページによる広報をはじめ、広報誌やテレビ、ラジオなど多様な広報メディアを活用し公表することが必要です。なお、表彰内容等の公表に当たっては、被表彰者の個人情報の保護に十分に配慮しましょう。

1 フォーラムとは

施策・事業の立案や課題の解決に向けて、制度等の普及啓発や幅広い県民の意見・意向を把握するため、不特定多数の県民に参加を呼びかけ、行政の説明や専門家の講演等により、必要な情報を共有しながら、意見交換する公開討論会です。

※フォーラムの種類

レクチャーフォーラム方式：行政や専門家が講演を行った後、会場からの質問に応じたり、意見交換を行う、最も一般的な方式

パネルディスカッション方式：複数の論者（パネラー）がそれぞれの立場から討論を行った後、会場からの質問に応じたり、意見交換を行う方式

分科会方式：分科会での討議を踏まえて全体会議の議論をまとめる方式

ラウンドテーブル方式：テーブルを囲む少人数の討議を踏まえて全体討議を行い、会場全体の議論をまとめる方式

2 期待できる効果

- ① 一度に比較的多くの県民に対し、施策・事業の情報提供や制度等の普及啓発を図ることができます。また、比較的多くの県民の意見・意向を把握し、施策・事業の立案等に生かすことができます。
- ② 行政の説明や専門家の講演・討論等を聴いた上で、質疑応答や議論に参加してもらうことで、県の施策・事業、制度等に対する県民の関心や理解が深まるとともに、県民同士での議論を喚起し、現状や課題、今後の取り組み方向等について一定の共通認識を図ることができます。

3 活用の留意点

他の意見聴取手法との併用

フォーラムは、県民の意見等を聴取する他の手法と比較して、一度に多数の県民の参加が得られますが、県全体からすればわずかな数であり、他の手法と同様に、フォーラムから得られる意見等は、必ずしも県民全体の意見を正確に反映しているとは限りません。したがって、パブリック・コメント手続やモニターの活用、関係者へのヒアリングなど、他の手法の併用に努めることが大切です。

開催情報の周知

フォーラムの開催案内については、ちらしの作成やホームページによる広報だけでなく、広報誌やテレビ、ラジオなど多様な広報メディアの活用や関係団体・市町等との連携を図るなど、周知機会の拡充に努める必要があります。

効果的な実施方式の採用

実施に当たっては、参加者が十分に発言し、意見交換できるよう、分科会方式やラウンドテーブル方式などを積極的に採用しましょう。

双方向性を確保するための進行の工夫

レクチャーフォーラム方式やパネルディスカッション方式は、参加者全員の発言が難しいため、できるだけ会場参加者との双方向性が確保されるように進行を工夫しましょう。例えば...

最初に会場の参加者に対して、テーマに関連する簡単な質問をして挙手してもらう。参加者はその場の一員として馴染むことができ、ささやかでも双方向の場がつけられます。また、講演者やパネリストにとっては、どういう県民が参加しているのが把握でき、話の導入や内容を定める参考になります。

最後に質疑応答の時間をとるかわりに、あらかじめ質問シートを配布し、講演やパネルディスカッション終了時点で回収して、後半はその質問シートをもとに進行する。多くの質問から典型的なものをピックアップしたり、同様の質問はまとめたりして、会場全体の声を拾うことができます。また、大勢の前ではなかなか発言できない人でも気軽に参加できます。

開催結果の情報提供（提出された意見とそれに対する対応を含む）

フォーラム開催後は、ホームページ等で開催結果をわかりやすく情報提供することが必要です。この場合、提出された主な意見と合わせて、できる限り施策・事業への反映状況等も公表するよう努めましょう。

運営方式の検討

フォーラムの開催に当たり、NPOとの共催や実行委員会方式、場合によってはNPO等への事業委託などの手法をとることも検討しましょう。

4 主な事例

- ・ さわやかフォーラム（県民政策部政策局地域振興課）
- ・ ひょうご「食」の安全・安心県民フォーラム（健康生活部健康局生活衛生課）
- ・ 御前浜水環境再生市民フォーラム（阪神南県民局県民生活部環境担当参事）

1 ワークショップとは

- ・ 計画の原案や素案といったたたき台のない白紙の段階から参画を求める手法で、所定のテーマについて、参加者（県民や専門家、行政職員など）が自ら参加・体験しながら、課題を発見し、対等な立場で相互に学びながら議論を重ねることで、合意を形成し、提案等をまとめるものです。
- ・ 住民参加の有効な手法として、都市計画や道路、景観、公園など、まちづくり分野の計画策定過程で、多く活用されています。

2 期待できる効果

- ① 参加者が、単に言葉だけの議論だけでなく、実際にまち歩きをして課題を発見したり、グループで具体的な案を作るなど、手も足も動かしながら参加・体験し、お互いに刺激し合うことで、創造的な発案や成果が期待できます。
- ② ワークショップにより、参加者で課題を共有し、解決法を模索しながら一つの成果をとりまとめることで、参加者間に達成感と連帯感が生まれ、その後の計画等の実施段階においても、このつながりを生かした協働（例：公園等の維持管理）が期待できます。

3 活用の留意点

目的を明確にする

ワークショップを企画する上で最も大切なことは、「なぜ、そのワークショップを開催するのか」という目的を明確にすることです。これを明確にせずに開催すると、参加者にとっては、「楽しい集まりだったが何が決まったのだろうか」といった印象が強くなり、県民の参加意欲を失うことにもなりかねません。こうした事態を招かないよう、まず目的を明確にし、参加者に目に見える成果と達成感を感じてもらうことが必要です。ワークショップを継続して開催する場合は、参加者に無理のない目標を各回ごとに示すようにしましょう。

方向性は必要だが、それにこだわらない

目的を設定する以上、何かしらの成果が求められます。議論の方向性をある程度考えておく必要があります。しかしながら、ワークショップを進めていく場合、行政が意図した結果や方向に議論を導くような進め方は、慎む必要があります。そうした意識が参加者に伝わると、反発を生み、収拾がつかなくなる恐れもあります。

このため、行政としては、できる限り様々な状況を想定するとともに、参加者の議論を見極めながら、最終的な成果を予測し、場合によっては、用意していた方向性を修正するなど、こだわりすぎないことが必要です。

成果の位置づけと扱いを明確にする

ワークショップは、住民参画の度合いが高い分、その成果に対する参加者の思い入れは強く、取扱いに対する反応は大きいものです。このため、参加者には、ワークショップにより取りまとめた成果をどのように扱い、どのように具体化するのか、その後の進め方をできるだけ丁寧に説明しておく必要があります。

参加者の総意＝住民の総意とは限らない

ワークショップでまとめた成果は、参加者の創意あふれるアイデアやその地域に住む人ならではの提案等が含まれた価値あるものですが、それは必ずしも住民の創意というわけではありません。このため、その成果を様々な方法で公表し、他の住民や関係機関の意見等を募集して修正を加えるなど、総意を得ていくプロセスが不可欠となります。

農業改良普及員の一日について

野菜の栽培技術を専門としている 農業改良普及センターの さんのある一日をご紹介します。

さんは、農業改良普及員となって 年目。担当地域は「レタス」を中心に、ハウス栽培が盛んな 地域です。さて、今日はどんな一日になるのでしょうか・・・。

8:45 普及センターでの打ち合わせ。最近の 地域の野菜の生育状況について情報交換します。

10:00 巡回相談で、 地区のAさん宅のハウスを訪問。Aさんは、先日開催したキュウリ栽培講習会の受講者で、今年初めてキュウリを栽培します。肥料のやり方がよく分からないと不安そうに話すAさん。 さんは、キュウリの苗を見ながら、肥料の配合などを丁寧にアドバイスします。

12:00

13:00 農協で開催されるレタス部会に、栽培技術の専門家として出席し、害虫駆除とこの時期に多い病気予防について助言しました。

15:30 普及センターに戻ってからは、来週予定されている 栽培講習会の資料の準備を行います。どうすれば農家の皆さんに分かりやすく栽培技術を伝えることができるか、テキストの内容等を一生懸命考えます。

18:00 明日の巡回予定を確認し、帰宅します。

1 公聴会とは

県民生活に直接関わるような計画案の策定や施策・事業を決定するに当たって、行政が、公開の場で、広く一般県民や利害関係者、学識経験者などの意見を聴くために開く会です。都市計画法や土地収用法など法律上開催を義務づけられているもののほか、広く県民等の意見を聴取するため、任意で開催されるものもあります。

2 期待できる効果

- ① 広範で多様な県民に関連する案件について、意見を聴取する場合に必要なかつ有効な手法です。計画案の策定や施策・事業の決定にあたり、公聴会を実施し、幅広い県民等の意見を聴取して反映させることで、効率的かつ効果的な施策・事業の実施が可能となります。
- ② 利害関係者からだけでなく意見陳述を希望する県民一般から、公開の場で意見を聴取し、公述された意見に対してその可否等を検討し、回答を公開するという透明性の高い手法です。このため、無責任な意見陳述が抑制され、広く一般に受け入れられる意見や責任ある意見陳述が期待できます。

3 活用の留意点

開催情報の周知

できるだけ多くの県民が参加できるように、開催に当たっては、事前に時間的余裕を持って開催予定を十分周知するとともに、開催場所や時間帯についても、参加者の都合を考え、十分配慮することが必要です。

活発な意見提出を可能とするための配慮

公聴会当日、県民が十分に意見陳述することができるように、事前に計画案等や関連する情報について、可能な限り具体的に、かつわかりやすく知らせておくことが必要です。

また、当日、意見陳述を希望する県民には、物理的・時間的に対応が可能な範囲で、できるだけ意見陳述を認めるとともに、公聴会の開催が形式に流されることなく真に県民の意見を聴取する場として機能させる観点から、運営に特段の支障がない限り、例えば、公述人において希望がある場合には、県担当者と、あるいは公述人相互間において質疑・議論する時間を設けることも検討しましょう。

提出された意見等に対する説明責任

提出された意見については、県の考え方や対応をまとめて公表し、計画案等への反映状況等を明らかにすることが必要です。

4 主な事例

- ・ 都市計画区域マスタープランの策定（県土整備部まちづくり局都市計画課）
- ・ 土地収用の事業認定（県土整備部土木局用地課）

1 県民意見提出手続とは

- ・ 県行政の全体又は各分野の施策展開に当たっての基本的な事項を定める計画、方針等の策定等の立案段階において、その趣旨、内容等を県民等に公表し、これらについて提出された具体的な意見等を考慮して県が計画等を定めるとともに、意見等に対する県の対応を公表する一連の手続です。
- ・ 県では、本手続の全庁統一のルールとして「県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）実施要綱」及び「県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）実施要綱の運用について」を定めています。

2 期待できる効果

- ① 政策形成段階から県民に対して積極的に情報提供を行い、その内容及び過程を明らかにすることにより、県政運営における公正の確保と透明性の向上が図られます。
- ② 県民が必要とする時に必要な情報が得られるよう、分かりやすい情報の提供に努めるとともに、提出された意見の概要とこれに対する県の考え方を公表することにより、県民に対する説明責任の向上が図られます。
- ③ 政策形成段階から広く県民各層の主体的な参画を求め、県民等の意見やニーズを県政に適切に反映することにより、政策形成の質的向上を図り、生活者の視点に立った県政運営が可能となります。

3 活用の留意点

手続の趣旨を理解する

県民意見提出手続は、定めようとする計画等の案を公表し、県民等から具体的な意見等を自由に提出していただき、提出された意見等を考慮して、その内容をより良いものにするためのものです。県民等の意見を聴くという手続を、形式的に実施するものではありません。また、当該計画等の案の内容についての賛否を問うものでもありません。

さらに、本手続は、県民等の意見を把握するための重要な手法の一つですが、県民等の意見を把握する手法には、これ以外にも県民フォーラムをはじめ、地元住民や関係者等との意見交換など多くのものがあり、案件の特性を踏まえ、これらの手法の併用に配慮することが必要です。

特に、地域住民と関係の深い案件や、利害関係者の明確な案件については、直接、意見交換・協議することが、県民意見を把握する必要かつ有効な手法であり、これらの手法の併用に努めることが必要です。

手続実施の対象の総合的判断

本手続実施の対象かどうかについては、「要綱」「要綱の運用について」の規定はもとより、当該案件に関する県民等の関心の度合い、県議会など関係機関との協議など、諸事情を実施機関（各部局等）において総合的に判断し、実施いただくこととなります。

手続実施に当たってのPR

本手続の実施にあたっては、広報誌やラジオなど多様な広報メディアの活用や関係市町・関係団体との連携等により、積極的なPRを行うとともに、県民の視点に立った分かりやすい資料を作成するなど、本手続の趣旨を踏まえて、一人でも多くの県民等から多様な意見が提出されるよう努める必要があります。

県としての方針決定（速やかな計画等の決定）

意見募集を実施する案件については、県としての案を公表していただくこととなりますので、事務的で軽微なものを除き、案件の内容については、必ずトップマネジメント会議、知事との個別協議等により、県としての方針決定を得ておいてください。

また、意見募集実施後は、提出された意見等を踏まえ、附属機関等での審議、県議会などの関係機関との協議、県としての決定手続（知事協議等）を行い、速やかな計画等の決定に努める必要があります。

1 モニターとは

公募等により選定した県民をモニターとして登録し、県の様々な施策や課題等について、郵送・インターネット等によるアンケートやモニター会議への出席等を依頼し、意見や提言を求める手法です。

2 期待できる効果

- ① モニター制度は、人数に限りはありますが、県政に少なからず関心のある県民が参加することから、アンケートの回収率が高いなど積極的な協力が得られます。また、県政に関心のある様々な立場の県民から、生活者の視点に立ったアイデアや建設的で具体的な意見等の提出が期待できます。
- ② 県の施策・事業に関する情報を一定期間提供し、意見等をいただく過程を通じて、県政に対する一層の関心の高まりが期待できます。
- ③ インターネットによってモニター調査を実施する場合には、即時かつ比較的簡易に、幅広い層の県民から意見等をいただくことが可能です。また、モニター会議を実施する場合には、県民の意見等を十分に聞き込んだり、議論することが可能です。
- ④ アンケートやモニター会議の機会をとらえた効果的な施策・事業のPRが可能です。

3 活用の留意点

募集情報の周知

モニターの募集・登録に当たっては、できるだけ多くの県民から応募していただき、モニターの構成が、地域別・性別・年齢別等でバランスの取れたものとなるよう、各種広報媒体を通じて募集情報を広く周知することが必要です。また、県政に関心の高い県民に多数応募いただくため、各種推進員等に対し、応募を呼びかけることも有効でしょう。

施策や課題に関する十分な情報提供

モニターから有意義な意見等を提出していただくためには、意見等を求める施策や課題について、必要かつ十分な情報をわかりやすく提供することが必要です。また、可能であれば、ペーパー等による情報提供だけでなく、現場見学会など、施策・事業を実際に体験していただく機会を設けることも検討しましょう。

提出された意見等に対する説明責任

提出された意見等に対しては、県の考え方や対応をまとめて公表し、施策・事業への反映状況等を明らかにすることが必要です。

積極的な協力を得るための工夫

モニターに対する謝礼は必須ではありませんが、他府県では、意見等の送受信費用の実費弁償として、ポイント制（アンケートの回答実績等に応じて加算）により、図書券等の景品を贈呈する事例もあります。また、「れきはくコロンプス（博物館等の施設運営に関するモニター）」では、活動期間中、随時入館できるモニターパスを支給しています。

県民モニター制度について

兵庫県では、参画と協働の県政を推進するため、県民に身近な県政課題についてインターネット上でアンケート調査を実施し、施策・事業の立案等に県民の意見・提言を迅速に生かしていく「県民モニター」制度を設けています。

制度の概要は、次のとおりです。

- 【活動内容】 インターネットにより県民に身近な県政課題等に関するアンケート調査（年度内に4回程度）を実施。また、協力いただける方に、別途、県広報番組や広報誌など県の広報活動に関する意見を聴取。
- 【募集定員】 2,500人程度
- 【応募資格】 県内に在住または在勤・在学されている県政に関心をお持ちの18歳以上の方で、パソコンでインターネット、電子メールを使用することができる方。なお、常勤の本県職員（教員、警察官含む）と県議会議員の方は応募できない。
- 【登録期間】 モニターに登録された日から平成19年3月31日まで。次年度の更新登録が可能。
- 【謝礼等】 県民モニターに対する謝礼はなし。登録者には、県メールマガジンを配信。

これまでに実施した調査テーマ

平成18年度...「少子対策について」

平成17年度...「災害に強い森づくり」「県民交流広場事業」「食の安全・安心について」
「環境教育・学習について」

1 共催、実行委員会とは

- ・ 共催とは、県民（団体や事業者など）と行政のそれぞれが主催者となって共同で一つの事業を行う形態です。事業の実施責任や成果は構成するそれぞれの主体が共有します。
- ・ 実行委員会とは、県民（団体や事業者など）と行政が新しい一つの組織を立ち上げ、そこが主催者となって事業を行う形態です。

2 期待できる効果

- ❶ 共催、実行委員会とも、各主体が協力することで、それぞれの主体が持っている情報やノウハウ、人的パワーなどを活用することができ、県民ニーズに即した企画や行政にはない斬新な発想による事業、規模の大きなイベント等の実施が可能となるなど、それぞれの特性や得意分野を生かすことによる相乗効果が期待できます。
- ❷ 各主体の持つネットワークを相互に活用することで、幅広い参加を促すことができます。
- ❸ 事業の企画段階から、各主体の意見を出し合いながら実施することで、適切なパートナーシップを築くことができます。
- ❹ 各主体が抱える課題についての共通認識に基づいた運営が可能となります。

3 活用の留意点

主催者としての責任の自覚

各主体に主催者としての社会的責任が求められることを互いに認識しておく必要があります。

事業目的・役割分担等の明確化

事業の企画段階から各主体が十分に話し合っただけでなく、事業目的を明確にすることが大切です。

また、各主体それぞれの役割分担と費用分担についても明確にするとともに、合意形成の方法や運営方法について十分に協議し、可能な限り文書化しておくことが大切です。

主催者の新陳代謝

実行委員会の場合は、構成メンバーが長期にわたって固定されると、運営の硬直化や活動の停滞を招く場合があるので、適宜見直しを行うことが必要です。場合によっては、メンバーの公募も有効です。

アドプトプログラムについて

●アドプトプログラムとは

アドプトプログラムの「アダプト」とは養子縁組の意味で、自治会などの地域団体やボランティア・グループ、企業等が、道路や河川、海岸などの「里親」となって、定期的に一定区間の美化清掃・草刈り・植栽等を行う制度をいいます。

●アドプトプログラムの特徴

アドプトプログラムは、清掃等ボランティアの一種ですが、養子縁組という形態をとることにより、活動の対象となる公共施設に対し、思い入れや愛着が生まれ、活動の原動力につながる点が特徴です。

また、継続的な活動を保証するため、活動期間や内容、役割分担などを明確にした合意書を締結します。これにより、軽易ではありますが一定の責任を課すことにより、活動の持続力や責任感の高揚につながります。

●アドプトプログラムの効果

アドプトプログラムの実施により、道路・河川等の環境が美しく保たれるだけでなく、周辺住民をはじめとする県民の公共の場に対する美化意識の向上が図られます。また、看板(アダプトサイン)を設置することにより、参加者は地域をより良くするために実践していることを具体的な形でアピールでき、利用者に対しては、ゴミ等の投げ捨てをしにくくする心理的効果が期待できます。さらに、身近な地域で、県民自らが公共の場の清掃や美化活動に取り組むことにより、地域への愛着心を深めるとともに、参加者間のふれあいや交流が生まれるなど、地域コミュニティの活性化が期待できます。

●兵庫県の取組み ～ひょうごアドプト～

兵庫県では、県管理の道路、河川、海岸などの公共物の一定区間と美化清掃などを行うボランティア団体(住民や企業)とが、団体、県、市町の三者による合意書の締結により「養子縁組(アドプト)」し、快適な生活環境の創出に取り組んでいます。参加団体は担当地区の清掃美化、草刈り、植栽などを行い、県は、団体名などを表示する看板の設置や、ボランティア保険への加入、軍手・ゴミ袋の支給などの支援を行っています。

ひょうごアドプトの概要

項 目		内 容
仕組み	参加者	<ul style="list-style-type: none"> 一定区間の道路・河川・海岸と養子縁組するための合意書を県・市町と締結する 合意書は、2年毎に更新する 養子縁組した区間で、年3回以上の活動を行う 年間の活動計画や活動報告など簡単な報告書を提出する。
	兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> 養子縁組した区間内に活動団体の名前等を表示した看板を設置する 活動の積極的な広報に努める 地域の状況に応じて、ボランティア保険への加入、軍手・ゴミ支給等を行う
参加者の要件		構成者が5名以上で、兵庫県内に所在地を有する団体(ボランティア・グループ、学校、同好会、自治会、企業、従業員団体など)
活動の内容		美化清掃、草刈り、草花の植栽
対象となる公共物		県管理の道路、河川、海岸で管轄する県民局長が指定する区間

地域協働課長的一天について

県民局地域協働課長の さんのある一日をご紹介します。

さんは、地域協働課長となって 年目。。さて、今日はどんな一日になるのでしょうか。

8:45	での打ち合わせ。最近の について情報交換します。
10:00
12:00
13:00
15:30。
18:00	明日の の予定を確認し、帰宅します。

1 ボランティアとの連携とは

担い手づくりや活動の場の提供など、ボランティアが活動しやすい環境を整備し、ボランティアの自発性を尊重しながら協働して事業を実施することです。

2 期待できる効果

- ① ボランティアと連携することにより、ボランティアの機動性や柔軟性、個々に応じたきめ細かな対応などの特性を生かした行政サービスの提供が可能となります。
- ② 連携事業の実施により、県民がボランティア活動に参加できる機会が広がり、生きがいや自己実現の場を拡充することができます。
- ③ 県民にボランティアとして県の事業に連携して取り組んでもらうことで、県民は行政サービスの客体であるという意識を変え、公を担う主体であるという自治意識を高めるきっかけとなります。

3 活用の留意点

事業目的の共有と責任分担（前提としての行政責任）

ボランティアとの連携が、行政の責任をボランティアに転嫁するような形でなされてはなりません。ボランティアと連携して事業を行う場合であっても、責任を負うのは事業主体である県であることをよく認識し、ボランティアの受入態勢の整備やオリエンテーション・研修の実施、トラブル発生時の対応体制の整備など、事業全体を管理することが必要です。一方、ボランティアも、自発的に役割を引き受けた以上、その業務を全うする責任があります。

ボランティアと県の双方が、事業目的を共有し、それぞれの役割や責任を自覚しながら、適切なパートナーシップの形成を念頭に事業を進めることが必要です。

金銭的な評価を超えたところに活動の原点

ボランティアは、無償・有償を問わず、報酬等によりその対価を受け取るために活動するのではなく、自らの内発的な意欲により活動するという、金銭的な評価を超えたところに活動の原点があります。したがって、ボランティアを「コスト削減のための労働力」と見なさないことが大切です。ボランティアが意欲的に活動できるような環境を行政が整えることによって、はじめて「労働力」の提供を受けることができるのです。行政としては、そのための環境整備にそれ相応の努力とコストが必要なことを忘れてはなりません。

ボランティアの活動意欲を高める工夫

このように、ボランティア活動は、自発性という「意思」を核とする活動であることから、事業の実施に当たっては、ボランティアの意見や提案を取り入れながら活動内容等を決めていくなど、ボランティアが意欲的に活動できるように事業内容や方法を十分工夫することが必要です。

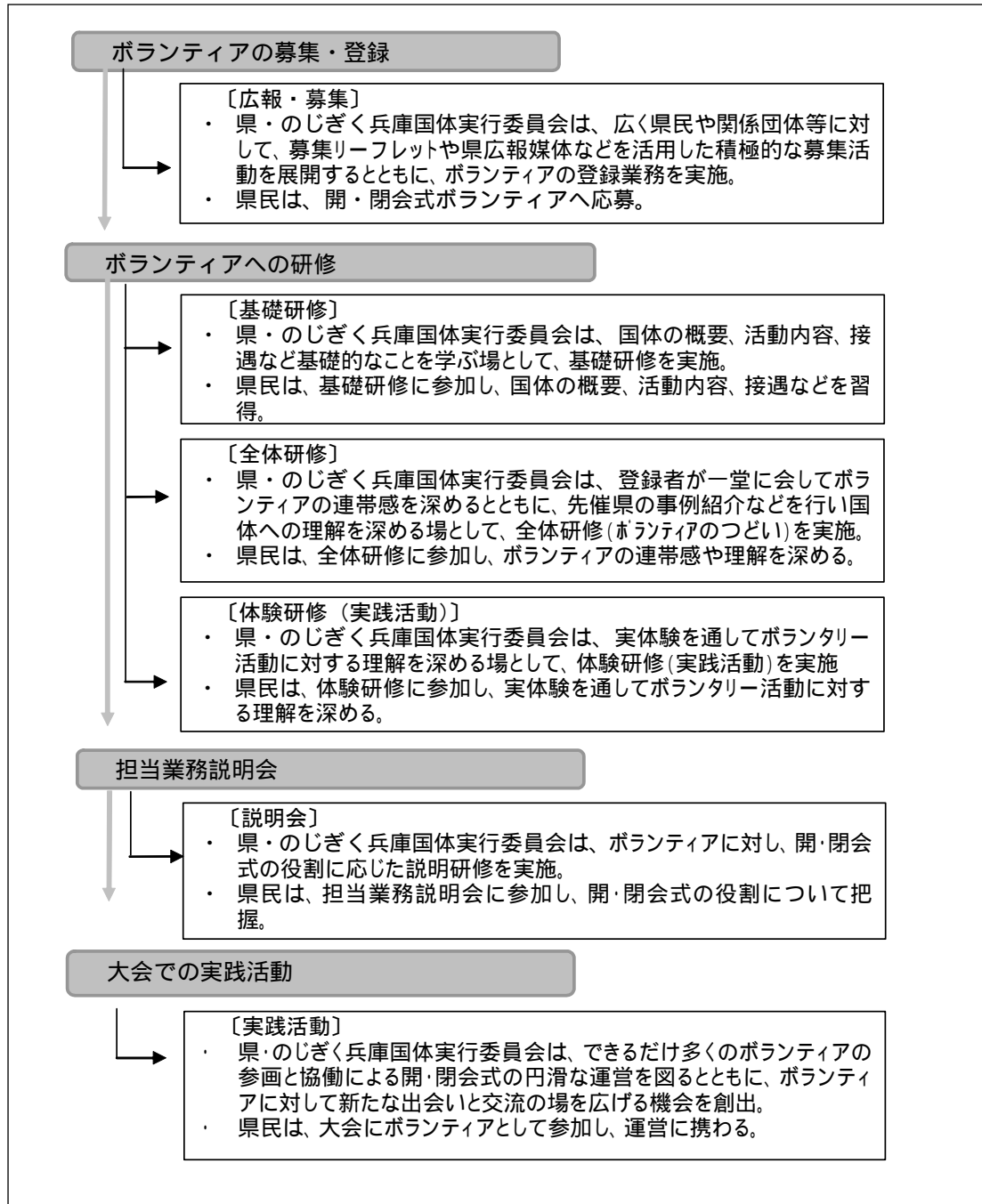
イメージ（写真など）

多くの県民に支えられた「のじぎく兵庫国体」の開催

平成18年9月30日から10月10日にかけて実施された「のじぎく兵庫国体」では、「県民一人ひとりが創る国体」をめざし、開・閉会式をはじめ、多くのボランティアの参画と協働により、円滑な大会運営が図られました。

以下では、「ボランティアとの連携」による施策・事業のイメージを持っていただくため、のじぎく兵庫国体における参画と協働の方法を紹介します。

<参画と協働の方法>



地域通貨について

●地域通貨とは

地域通貨とは、国家通貨と異なり、一定の地域やメンバーだけで通用する利子のつかないお金のことで、住民同士が支え合う地域づくりの一手法として、注目されています。

現在、全国で600種類に及ぶ地域通貨が流通しており、県内においても宝塚市の「ZUKA」や姫路市の「千姫」、県全域での流通を目指す「ひょうご」といった地域通貨が発行されています。

●地域通貨の特徴

地域通貨は、国家通貨と異なり「利子がつかない」ため、貯蓄することに意味はなく「循環」そのものに焦点を当てた通貨といえます。また、発行目的に応じて、通用する地域や対象(サービス)、通貨の単位などを、参加するメンバーの意思で自由に決定できるという「主体性」を持った通貨である点も国家通貨にはない大きな特徴です。

●地域通貨による効果

こうした地域通貨が発行される目的は、日常生活のサポート、福祉・介護サービスの充実、環境にやさしいライフスタイルの実現、地域経済の活性化など様々ですが、共通するのは、地域住民の交流を促進し、住民同士が支え合う住みよい地域社会を実現しようという点にあります。

すなわち、活動(サービス)の担い手にとっては、地域通貨により、国家通貨では表現しにくい価値のある活動、例えば、買い物のお送り、お年寄りの話し相手、留守中の花の世話など、互いに助けられ支え合うためのささいなサービスに対して、目に見える対価を受け取ることができるため、活動を継続させる励みとなります。

他方、受け手にとっては、目に見える形で活動の対価を渡すことができるため、無償では依頼しにくかったささいなサービスの提供を受けやすくなります。

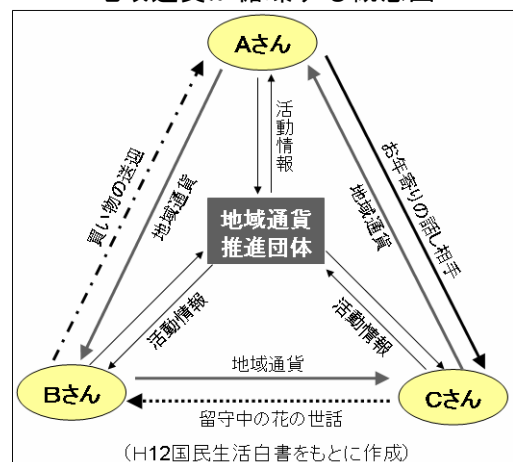
こうした日常のささいなサービスのやり取りを通じて、地域住民の交流が促され、住民同士が支え合う住みよい地域社会の実現につながるという効果が期待できます。

●地域通貨の持続的な循環に向けて

もっとも、国家通貨と異なり法律による裏付けのない地域通貨は、地域住民の精神的な「つながり」を軸に流通しているため、地域通貨がうまく循環し続けるには、常にこうした「つながり」を維持していくことが求められます。

このため、地域通貨の導入に当たっては、住民自らが、その地域に何が足りないのかを考え、どんな通貨であればそれを補えるのかという設計図を描き、導入の目的を共有するとともに、導入後も、多くの住民が、互いに支え合う活動への参加意識を持ち続けることが大切です。また、費用負担など地域通貨を管理・運営する団体の機能充実を図ることも必要です。

地域通貨が循環する概念図



コミュニティ・ビジネスについて

●コミュニティ・ビジネスとは

コミュニティ・ビジネスとは、地域の住民が、地域資源（労働力、原材料、技術力等）を活用して行うビジネスのことで、地域経済の活性化と同時に地域の生活課題の解決をめざすものをいいます。

具体的な事業の内容は、高齢者介護や高齢者世帯への配食、託児などの福祉事業、リサイクルなどを行う環境事業、安全な食材を使ったレストランの経営、地域の特徴を生かした商店街の活性化など、多岐にわたります。

●コミュニティ・ビジネスの特徴

コミュニティ・ビジネスの活動の主体は、地域住民であり、特に地域の身近な問題をテーマにしていることから、主婦や高齢者などが取り組みやすいのが特徴です。組織形態は、NPO法人、協同組合、株式会社、任意団体、個人など様々であり、その活動は、有償の活動を通じて適正な利益を確保し、事業として成立させることを重視しています。行動の価値基準は、一般的なビジネスとは異なり、営利第一ではなく、地域社会のためになる事業を通じて、地域貢献の意義を追求していくことにあります。事業規模については、「地域の中で顔の見える関係」が前提となることから、「等身大のビジネス」ともいわれます。

項目	内容
活動の主体	地域住民（主婦、高齢者、早期退職者など）
取り組みテーマ	地域の身近な問題解決に取り組む
組織形態	NPO法人、協同組合、企業組合、有限会社、株式会社などの法人組織や任意団体、個人など
活動の特徴	ビジネスという手法を用いることで、活動に責任と継続性をもたせ、適正な利益を創出し、事業として成立させる
利益に対する考え方	有償の活動を通じて適正な利益を確保し、可能な限り地域に利益を還元する
行動の価値基準	地域貢献の意義を追求する
活用資源	地域資源（労働力、原材料、ノウハウ、技術など）を活用する
事業規模	地域の中で、顔の見える関係の中で、自分のできることからはじめ、等身大で事業を展開する
事業リスク	（通常の事業と比較すると）ローリスクである

（経済産業省「コミュニティ・ビジネスにおける自治体等とコミュニティ活動事業者の連携による地域経済活性化事業実態等調査研究」報告書をもとに作成）

●コミュニティ・ビジネスの効果

コミュニティ・ビジネスにより、地域に潜在する資源が有効に活用され、住民ニーズに対応した事業が展開されることで、地域での創業や雇用が拡大され、地域経済の活性化につながります。また、ビジネスという手法を用いることで、住民による地域課題の解決に向けた継続的かつ責任ある取組みが期待できるとともに、住民の創意工夫により、行政では対応できない多様なサービスや企業では採算の合わないサービスが提供されることを通じて、地域の課題にきめ細かく柔軟に対応することが可能となります。さらに、活動する本人にとっては、働きがいや生きがいを創出する自己実現の場となります。

●コミュニティ・ビジネスの振興に向けて

コミュニティ・ビジネスは、地域課題の解決を目的とする公益的な側面を持つ一方で、ビジネスである以上、創業や事業の継続に当たっては、資金確保や人材育成、経営ノウハウ等が必要とされます。このため、県では、コミュニティ・ビジネス創出・育成支援事業による経費の助成や、生きがいしごとサポートセンターによる相談対応など、コミュニティ・ビジネスの振興に向けた支援を行っています。

1 外部委託（アウトソーシング）とは

- ・ 行政が実施責任を負う事業のうち、サービスの質とコストの両面を総合的に判断して、行政が実施するよりも、より効果的・効率的にサービスを提供できるものについて、県民に事業の運営等を委ねることです。
- ・ 本来、行政が行うべき事業を委託するものであるため、事業の実施主体は、委託者の行政であり、その実施責任は行政が負います。また、事業の成果は、行政に帰属します。

2 期待できる効果

- ① 県民が持つ柔軟性、専門性、先駆性などの特性を生かすことで、多様な県民ニーズに対応したきめ細かなサービスの提供が可能となります。
- ② 委託する以上、委託先には行政が直接実施する以上の成果が求められますので、県民の実力向上につながります。

3 活用の留意点

透明性の確保

委託先との関係については、癒着を疑われないよう常に緊張関係を持つことが大切です。また、委託先の決定から事業の実施、実施結果に至るまでの過程を公開し、透明性を確保することが必要です。

行政の下請けとしない

委託は、行政の下請けではなく、行政が自ら実施するよりも委託する方が成果を上げられるという判断のもとに行われるものです。このため、委託する事業の内容は、県民の特性や能力が十分に発揮できるようなものであることが必要です。また、県職員は、相手に「請け負わせる」という意識を改め、委託先とともに創り出す意識を持つとともに、委託先からの提案等を受け入れる柔軟性を持ち、常に質の高いサービスの提供を心がけることが必要です。

委託先の選定は、総合的に判断し方法を工夫する

委託先の選定に当たっては、コスト面だけではなく、サービスの質や委託先の実績、提案能力等を総合的に判断することが必要です。また、選定方法は、「競争入札」が原則ですが、委託する事業の内容によっては、県民の「専門性」や「先駆性」を生かすために「企画提案方式」を採用するなど、効果的な方法を工夫しましょう。

契約の円滑な履行のためのコミュニケーション

契約に当たっては、行政との契約に慣れていない県民も多いので、委託する業務の内容に関する情報だけではなく、行政の基本的な事務手続きの方法（契約方法や委託料の支払方法等）について、事前によく説明し理解を得ておく必要があります。また、契約の履行中は、委託先に任せきりにするのではなく、定期的に進捗状況を確認するとともに、適宜、事業実施の課題等について意見交換するなど、双方の意思疎通と信頼関係の確保に努めることが必要です。

事業完了後の確認と評価

事業完了後は、報告書の提出を求めだけでなく、現地確認を実施するなど、事業の完了を適切に確認することが必要です。また、当該事業に係る評価を委託先と共同で実施し、次回の委託事業に生かすようにしましょう。

1 推進員等とは

特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するために知事等が県民に委嘱するものです。

2 期待できる効果

- ① 知事等の委嘱という行為により、推進員等となる県民に誇りと自覚が生まれ、県行政の担い手として責任ある職務の遂行が期待できます。また、地域の身近な存在として、県民への普及・啓発や相談対応、行政では把握できない地域情報の収集など、特定課題の解決に向けたきめ細かな対応が可能です。
- ② 特定課題の解決に率先して取り組む推進員等の活動が、他の多くの県民にも波及し、地域社会の構成員としての自覚を促し、参画・協働する県民の裾野の拡大につながります。

3 活用の留意点

設置・運営

推進員等を新設するに当たっては、設置の必要性、職務の内容、身分上の扱い、設置人数の根拠、活動による効果及び既存の類似する推進員等との連携など、多様な視点から総合的に検討することが必要です。また、既存の推進員等についても、職務内容に応じて、適切な方法・回数で実績報告の提出を義務づけ、これらに基づき活動実態や成果等を絶えず評価し、社会経済状況の変化などを踏まえて、必要に応じて見直しすることが必要です。

選任方法

選任にあたっては、推進員等の職務内容などを踏まえて、熱意のある県民を対象とする一般公募、専門性が高いため一定の資格要件や制限を設けての公募、市町や団体、関係者からの推薦など適切な方法を検討しましょう。

なお、併任や再任は、多くの県民の参画と協働を得る観点から、原則として避けることが望ましいですが、職務内容などを踏まえて適切に判断することが必要です。

また、再任を行わない場合については、離職する県民の意思を尊重しながら、県行政との連携を図る機会や場の継続的な提供を検討しましょう。

職務内容に応じた支援内容

推進員等が円滑に活動できるように、職務内容を踏まえて、「報酬等支給」「活動費（旅費・活動費）支給」「災害補償」「委嘱状発行」「身分証・バッジ等支給」「研修会・情報提供」「活動の手引支給」「主体的な実践活動への支援」など適切な支援内容を検討しましょう。

報酬等の支給

報酬等の支給については、職務内容を踏まえ、(ア)「熱意のある県民に広く委嘱する職」は、原則として無報酬、(イ)「専門性が高く資格要件や制限を設けて委嘱する職」は、専門的な活動に対する適切な報酬等を支給、(ウ)「非常勤嘱託員を有する職」は、特別地方公務員として処遇することを基本に適切な扱いを検討しましょう。

なお、扱いの変更が必要な場合は、混乱を避けるため、次回、更新時とします。

推進員等相互の連携

推進員等の活動の相乗効果が高まるよう、関連する分野の推進員等はもちろん、多彩な推進員等が情報交換、交流・連携できる場を設定しましょう。

なお、推進員等の連携を進めるに当たり、第三者に名簿等を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得ておくなど、個人情報の保護に十分留意することが必要です。

活動に関する広報・広聴

推進員等の活動について、広く県民に知っていただくとともに、推進員等の意識の高揚に資するため、積極的に広報・PRすることが必要です。

また、推進員等から意見を聴く機会を設け、活動状況や課題、さらに必要に応じて県政全般について意見を聴取することにより、運営の改善に生かすことが必要です。

1 会員・サポーター制度とは

- ・ 地域づくりに関する特定の政策テーマ（例：コウノトリの野生復帰）に賛同する県民を広く募集して、会員・サポーターとして登録し、活動に必要な知識・情報の提供や会員間の交流促進等を支援することで、県民の継続的な活動を促し、県行政を効果的に推進する手法（例：コウノトリファンクラブ）です。
- ・ 会員・サポーター制度の中には、会員等から一定額の会費を徴収し、特典を付与するものもあります。

2 期待できる効果

- ① 地域づくりに関する特定の政策等を推進するに当たって、そのテーマに関心がある県民に会員等になってもらうことで、継続的な活動が期待できます。
- ② 会員等の募集や会員等への情報提供などを通じて、県の推進する特定の政策等をPRすることができます。

3 活用の留意点

会員等の募集情報の周知

できるだけ多くの県民に登録してもらえるように、会員等の募集情報について、ホームページや広報誌、テレビ、ラジオ等多様な広報媒体の活用や、関係団体等との連携、イベントを通じたPRなど、周知機会の拡充に努める必要があります。また、会員等への登録を呼びかけていくに当たっては、人と人とのつながりによる「口コミ」が有効なことから、募集ちらしを作成し、会員等に配布してもらうことも検討してみましょう。

会員等の活動支援

会員等による積極的な活動が展開されるように、「会員証の支給」「会報等による情報提供」「講座・研修会」「活動の手引支給」など適切な支援内容を検討しましょう。

会員等の交流促進

会員等の連携による活動が広がるように、定期的に交流会等を開催するなど、会員等が懇親を深め、情報交換、連携・協力できる機会を提供することが必要です。

会員等の活動の広報・広聴

会員等の活動について、広く県民に知っていただくとともに、会員等の意識の高揚を図るため、積極的に広報・PRすることが必要です。
また、会員等から意見を聴く機会を設け、活動の現状や課題等を聴取することにより、支援内容等の改善に生かすことが必要です。

イメージ（写真など）

コウノトリファンクラブ事業について

「会員・サポーター制度」を活用した施策・事業として、「コウノトリファンクラブ事業」があります。

このファンクラブは、但馬地域で進められている「コウノトリの野生復帰」の取り組みに、地域内外の人々の理解と参加をいただくための組織として、平成16年12月に設立されました。

平成18年3月末現在の会員数は、908人（一般会員 873人、賛助会員 35人）で、コウノトリのふるさとである但馬地域の自然環境の保全・再生を支援し、野生復帰をめざす地域の取り組みを応援するため、次のような活動を行っています。

<ファンクラブの活動内容>

活 動	具体的な取り組み
①自然環境の保全・再生への支援	会員からの会費を自然環境の保全・再生の支援に役立てる ・放棄田の復田化、ピオトープ化 ・営巣木や人工巣塔の整備 ・水田魚道の設置 ・放鳥拠点への餌生物の補充 等
②ボランティア活動	会員の参加で但馬の豊かな自然環境を守り育てる ・水田・河川・里山の生きもの調査 ・水田・河川・里山の再生活動 ・コウノトリ飼育体験 ・コウノトリ追跡観察教室 等
③コウノトリ目撃情報の収集	大空に舞うコウノトリの行動を見守る ・放鳥後のコウノトリや野生コウノトリ目撃情報の収集
④野生復帰活動の情報発信	会員に野生復帰の最新情報を届ける ・会報誌の発行 ・ホームページの開設
⑤野生復帰への意見・提案募集	みんなの意見で野生復帰を進める ・野生復帰への意見・提案を募集し会報誌・HPで紹介
⑥ファンクラブのつどい	会員間の交流を広げる ・記念講演 ・会員間の交流会 ・コウノトリとのふれあい体験

一般会員：但馬の自然環境保全・再生への支援やボランティア活動、環境学習などファンクラブの活動に参加する会員（年会費 1口 1,000円）。

賛助会員：野生復帰の意義に賛同し、ファンクラブの活動を支える団体、企業等の会員（年会費 1口 10,000円）。

1 評価指標とは

県民ニーズを踏まえたより良い県政運営を実現するため、県行政の達成状況や成果などを評価し、その結果を次の政策等の企画立案・実施に生かすための基準です。

2 期待できる効果

- ① 事業等の成果などを適切な指標で評価し、県民にわかりやすく公表・説明していくことで、県行政への関心を高めることができます。また、県民と県行政とのパートナーシップによる政策論議のベースを作り出し、県行政への参画を促します。
- ② 指標による評価結果に基づき、事業等の重点化や資源（予算・人員等）の最適配分化が図られ、効率的かつ効果的な県政運営が可能となります。
- ③ コスト意識の徹底や経営感覚の醸成など職員の意識改革を促すとともに、県民のためにより良い政策等を立案しようとする政策形成能力の向上につながります。

3 活用の留意点

成果重視の評価

これまで行政による評価は、事業等の実施に当たり、どれぐらいの予算や人員を投入し（インプット）それによってどれぐらいのサービス等を提供したか（アウトプット）という効率性の評価が中心でした。しかし、県民の視点に立った県政運営を進めるためには、従来の効率性の評価に加え、提供したサービスによって県民の生活や地域社会がどう変わったのかという成果（アウトカム）を測定し、評価することが必要です。その方法として、例えば、アンケート調査を実施して県民満足度を測定し、評価指標として活用することが考えられます。

わかりやすい評価

評価については、正確でわかりやすい評価が望ましいことに違いはありませんが、より正確な評価を求めることは、ともすれば評価の高度化、精緻化を招き、一般県民には難解なものとなりがちです。県民に理解してもらおうとすれば、やはり、わかりやすさの追求が基本となります。このため、できる限り数値化した定量的評価や全国平均・類似府県と比較可能な評価、明確な目標値を設定し実績値と比較した評価など、県民に分かりやすい評価を心がけることが必要です。

また、生データの評価を得点・ランキング・格付けなどを用いて、わかりやすい評価へと「加工」するなどの工夫もしましょう。

透明性・客観性の担保された評価

評価が行政の自己満足と受け止められないように、行政の内部評価だけでなく、事業等の利害関係者や第三者による外部評価も実施し、評価の透明性と客観性を担保することが必要です。

評価結果のフィードバック

単に評価するだけでは、十分ではありません。あくまで評価の目的は、評価結果を次の政策の企画立案や実施の改善に生かすことにあります。

1 公開審査会・報告会とは

公開審査会・報告会とは、県民が企画提案した事業等を公開の場で審査し、支援先や支援内容を決定するとともに、事業等の実施後、県民自らが事業等を報告・評価することで、次の事業等の企画に生かすとともに、ノウハウ等の共有を図る手法です。

2 期待できる効果

- ① 県民の地域づくり活動のプロセスに、公開審査会・報告会という手法を組み込むことによって、県民自らが地域の課題を見つけ出すことから始まり、それを解決するために事業等を企画し、執行し、評価し、次の事業に生かすというマネジメントサイクルが確立され、地域づくり活動の持続的な改善が図られます。
- ② 公開審査会・報告会への出席をきっかけに、県民同士または県民と県行政との交流がはじまるなど、取り組みの輪の拡大が期待できます。

3 活用の留意点

公正性・透明性が確保された審査

公開審査会の設置に当たっては、行政内部の職員に加え、学識経験者などの外部委員も含めて設置するなど、公正性や透明性の確保に配慮することが必要です。

また、企画提案の募集、審査基準の設定、選考過程、選考結果という各段階において、十分な情報提供が必要です。不採択となった県民に対しては、その理由を審査会の意見を付して通知し、県民からの要望に応じて相談に乗るなど、企画提案を改善する仕組みも工夫しましょう。

イメージ（写真など）

出席者以外に対する活動ノウハウの提供

事業等を通じて得られたノウハウ等については、出席者以外の県民も共有できるよう、活動事例集やノウハウ集を作成・配布するなどにより、広く情報提供しましょう。

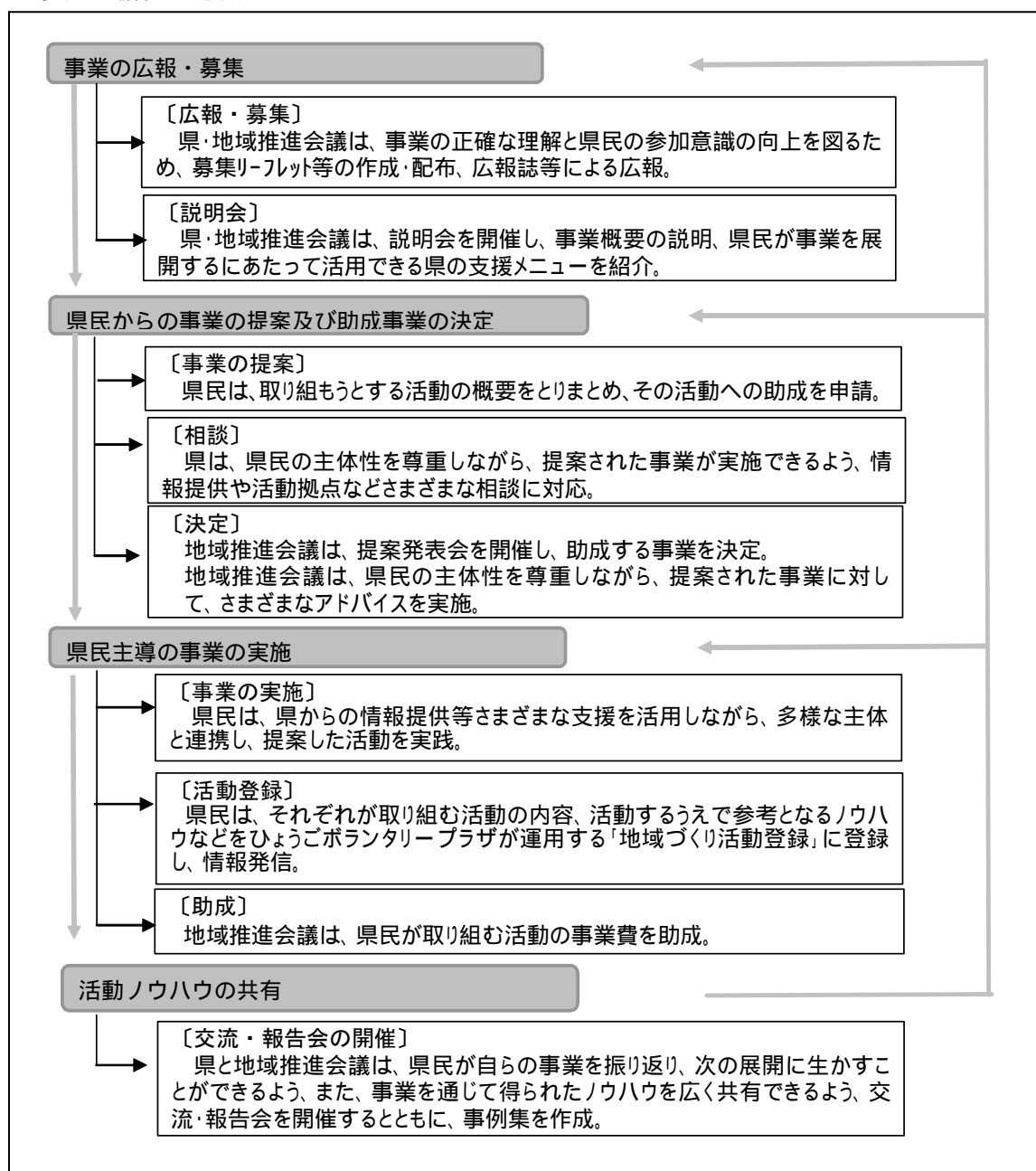
地域づくり活動応援（パワーアップ）事業について

「公開審査会・報告会」を活用した施策・事業として、「地域づくり活動応援（パワーアップ）事業」があります。

この事業は、地域団体（自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会等）が地域をよりよくするために取り組む具体的な企画を募集し、地域別の公開審査会でプレゼンテーション等をしてもらい、審査を通過した団体に県民局単位で助成するというものです。

事業の実施にあたっては、より地域の主体的な取り組みを推進するため、県民局が、各地域における地域団体のネットワーク組織であるところ豊かな美しい地域推進会議（以下「地域推進会議」という。）に補助し、同会議が募集、助成決定、交流・報告会の開催等を行っています。当事業における具体的な参画と協働の方法は、以下のとおりです。

<参画と協働の方法>



3 手法（チャンネル）活用の評価

評価シート作成の考え方

参画と協働の施策展開の基本となる「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」との整合を図るため、

評価シートの体系は、「ともに知る」「ともに考える」「ともに取り組む」「ともに確かめる」の4つの柱で組み立てるとともに、

各評価項目は「展開にあたっての3つの視点（「県民主役の展開」「過程（プロセス）の共有」「相互信頼のネットワーク）」の考え方にできるだけ沿った形で設定する。

評価シートの活用方法

各部署による自己評価と年次報告への掲載

各部署は、「参画と協働関連施策の展開方針」に記載する施策・事業の中から選択した「主な参画と協働施策」について、評価シートを活用して自己評価を実施し、その結果を「参画と協働関連施策の年次報告」に記載する。

専門委員会での評価結果の検討と県民への公表

年次報告に記載した評価結果については、評価の客観性・妥当性を担保するため、参画・協働推進部会において専門的な視点から検討するとともに、年次報告の内容として県民に公表する。

手法（チャンネル）活用のノウハウの蓄積と共有

評価によって明らかとなった手法（チャンネル）活用の課題やノウハウ等を参画協働課において集約し、各部署にフィードバックすることによって、活用ノウハウ等の共有を図る。

【参画と協働による事業等の概要】

事業名			
事業内容			
実施期間	年 月から		年 月まで
活用したチャンネル	分類	名称	内容

活用したチャンネルの分類は、「ともに知る」「ともに考える」「ともに取り組む」「ともに確かめる」の番号を記入してください。

ともに知る（共通）

項 目		評 価			
Q1	情報共有の目的は明確でしたか。	4	3	2	1
Q2	情報共有のタイミングは適切でしたか。	4	3	2	1
Q3	情報共有にあたっては、県民が内容を理解しやすいよう工夫しましたか。	4	3	2	1
Q4	活用した参画と協働の手法（チャンネル）は、事業の目的に照らし、ふさわしいものでしたか。	4	3	2	1
自由意見欄：以上の項目について、評価の理由や手法（チャンネル）活用の課題・工夫した点などを記載してください。					

評価 ... 4：できた 3：ほぼできた 2：あまりできなかった、1：できなかった

ともに考える（施策・事業の企画立案）

項 目		評 価			
Q5	各主体が役割を自覚し、自律的な事業展開ができるように、企画立案しましたか。	4	3	2	1
Q6	各主体の特性や役割が生かせるよう、企画立案しましたか。	4	3	2	1
Q7	事業の目的を各主体が理解し、共有しながら企画立案しましたか。	4	3	2	1
Q8	各主体の特性や立場の違いを理解して、企画立案しましたか。	4	3	2	1
Q9	各主体が率直な意見交換のもと、対等な立場で企画立案しましたか。	4	3	2	1
Q10	企画立案段階の話し合いの経過や内容をホームページなどで公開しましたか。	4	3	2	1
Q11	活用した参画と協働の手法（チャンネル）は、事業の目的に照らし、ふさわしいものでしたか。	4	3	2	1
自由意見欄：以上の項目について、評価の理由や手法（チャンネル）活用の課題・工夫した点などを記載してください。					

ともに取り組む（施策・事業の実施）

項 目		評 価			
Q12	各主体が役割を自覚し、過度に依存することなく自律的に事業を実施しましたか。	4	3	2	1
Q13	各主体の特性や役割を生かしつつ、事業を実施しましたか。	4	3	2	1

Q14	事業の目的を各主体が理解し、共有しながら事業を実施しましたか。	4	3	2	1
Q15	事業の進捗状況に応じて、必要な情報を共有しながら事業を実施しましたか。	4	3	2	1
Q16	各主体の特性や立場の違いを理解して、事業を実施しましたか。	4	3	2	1
Q17	各主体が率直な意見交換のもと、対等な立場で事業を実施しましたか。	4	3	2	1
Q18	事業の進捗状況（協働の過程）をホームページなどで公開しましたか。	4	3	2	1
Q19	活用した参画と協働の手法（チャンネル）は、事業の目的に照らし、ふさわしいものでしたか。	4	3	2	1
自由意見欄：以上の項目について、評価の理由や手法（チャンネル）活用の課題・工夫した点などを記載してください。					

ともに確かめる（施策・事業の評価・検証）

項 目		評 価			
Q20	評価結果や事業内容の報告を作成し、ホームページなどで公開しましたか。	4	3	2	1
Q21	活用した参画と協働の手法（チャンネル）は、事業の目的に照らし、ふさわしいものでしたか。	4	3	2	1
自由意見欄：以上の項目について、評価の理由や手法（チャンネル）活用の課題・工夫した点などを記載してください。					

【総合評価】

レーダーチャート	コメント

参考 1 本県における参画と協働の取り組み

1 県民の参画と協働の推進に関する条例（H15.4.1施行）の概要

1. 県民とのパートナーシップの確立をめざす参画と協働の基本条例
2. 参画と協働の2つの場面（地域社会の共同利益の実現、県行政の推進）への取り組みを明らかにした全国初の条例
 地域社会の共同利益の実現 ... 地域づくり活動に対する支援、登録制度
 県行政の推進 ... 県行政における参画と協働の推進、委員の公募、推進員等
3. 参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告の作成・公表による迅速なフォローアップ

《条例の構成》

前文

本格的な成熟社会の到来

生活者視点に立った県政の展開、 阪神・淡路大震災の経験、 21世紀兵庫長期ビジョン

多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く美しい兵庫の実現

理念・責務

地域社会の共同利益の実現

参画と協働による県行政の推進

県民の役割

県の責務

地域社会の共同利益の実現

地域づくり活動に対する支援

- ・情報提供・相談、活動・交流拠点の確保 等
- ・地域づくり活動支援指針の策定

登録

- ・県民が情報提供・活用する登録制度の創設
- ・登録活動に対する情報提供等の必要な措置

参画と協働による県行政の推進

県行政における参画と協働の推進

- ・情報公開、政策形成への参画機会の確保等
- ・県行政参画・協働推進計画の策定

委員の公募

- ・附属機関等の委員公募の実施、委員の責務
- 推進員等

- ・職務の円滑化に必要な措置、推進員等の責務

年次報告の作成・公表

- ・参画と協働に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告の作成

検証

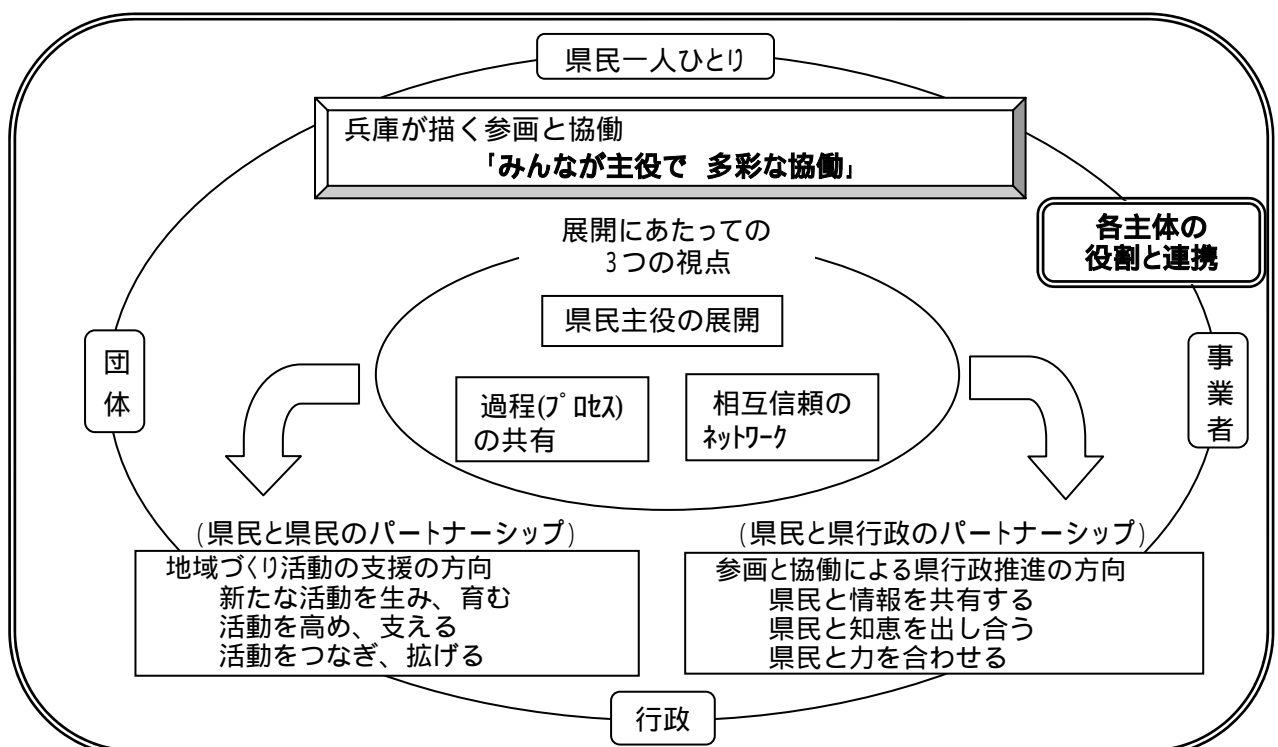
- ・3年以内に施策の効果の検証

2 参画と協働の2つの場面と「支援指針」「推進計画」の概要

(1) 参画と協働の2つの場面



(2) 「支援指針」「推進計画」の主な内容



3 参画と協働の推進に関する施策の効果の検証

(1) 県民、職員の意識調査結果

活動に取り組みたいと思いつながら、
具体的な活動につなげていない
県民 約3割

社会のために活動したい人	44.7%
地域づくり活動に取り組んでいる人	17.3%

参画と協働は、徐々にではあるが、確実に浸透

参画と協働の取組状況

参画と協働の手法の導入に努めている	20.4%
参画と協働の手法の導入には消極的である	12.6%
どちらともいえない	63.1%

導入に向けた課題

知識・ノウハウがない	38.3%
手間が増える	33.4%
認識に差がある	24.0%

参画と協働の趣旨や必要性は理解
しているものの、ノウハウ等の不足
から、進め方が分からず、戸惑って
いる職員の実態

(2) 検証結果の総括

総括

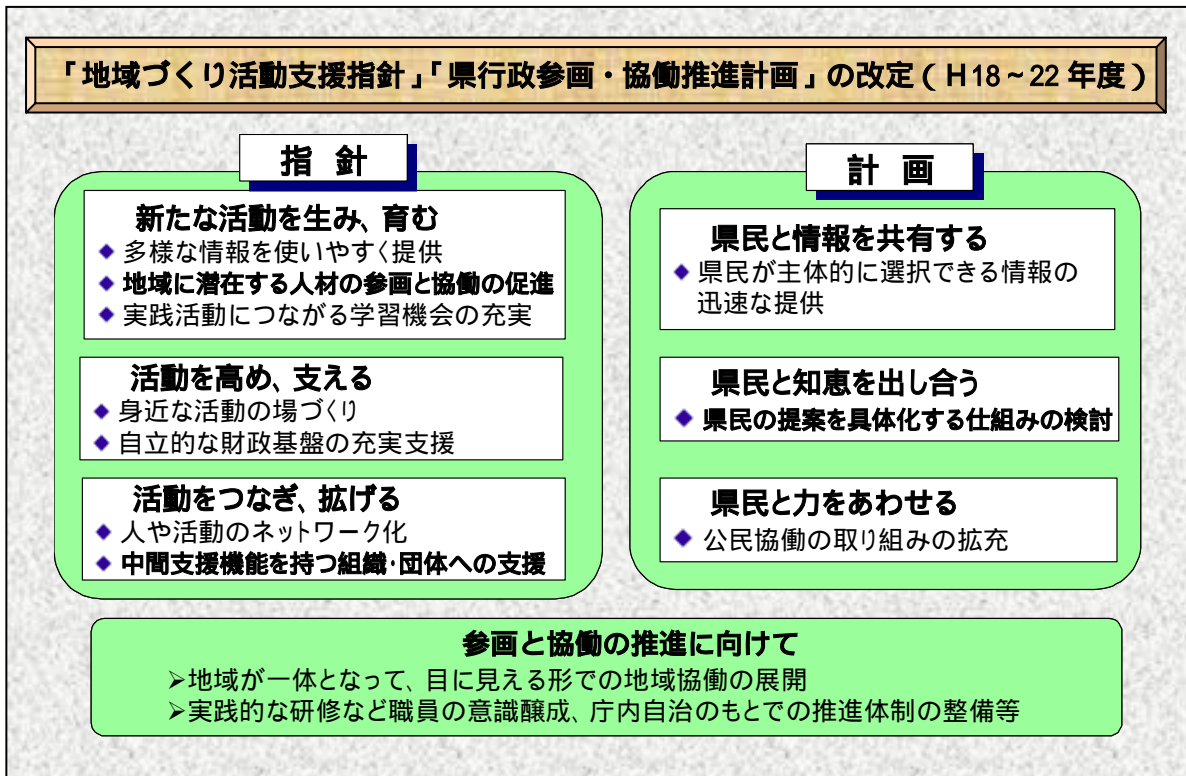
参画と協働は、徐々にではあるが、確実に浸透

課題

県民の視点に立った分かりやすい情報の提供・共有
担い手の能力アップの支援
地域づくり活動のネットワーク化の充実
公民協働による効率的な施策の実施
市町と県との役割分担、連携強化
県民に目に見える分かりやすい形での展開
職員意識の醸成

4 参画と協働の今後の取組み方向

(改定版)「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」の概要



参考2 参画と協働の手法（チャンネル）活用の現状と課題

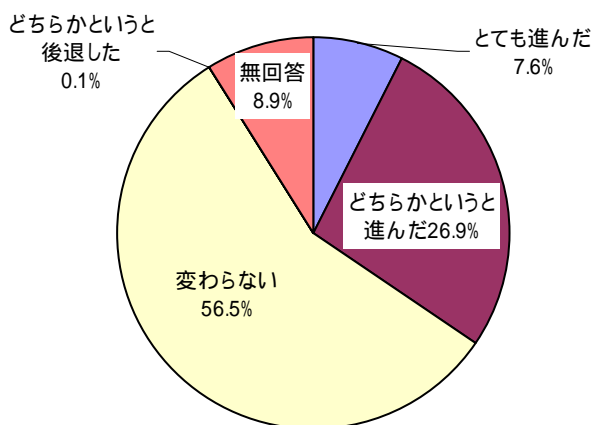
1 手法（チャンネル）活用の現状

平成17年度に実施した参画・協働条例に基づく施策の効果の検証において、条例施行前後での参画と協働の手法（チャンネル）の活用状況の変化や、手法（チャンネル）活用に対する県職員の意識等を調査したところ、次のような結果が得られました。

(1) 条例施行前後での活用状況の変化

条例施行後、県の施策・事業（962事業）の34.5%で、多様な参画と協働のチャンネルの一層の活用が進んでいますが、変化のないものも56.5%ありました。

施策・事業ごとの参画と協働のチャンネルの活用状況からみて
参画と協働は進んだと思うか



(2) 手法（チャンネル）ごとの状況

よく活用されているチャンネルは「広報」「協議会、運営委員会、連絡会議」「講座・講習」「説明会」「アンケート」「共催、共同実施、運営参加」「審議会、委員会」「グループ支援、連携」「ボランティア活動」などです。しかし、もっとも活用されている「広報」でも45.1%であり、その他のチャンネルでは10%台となっています。

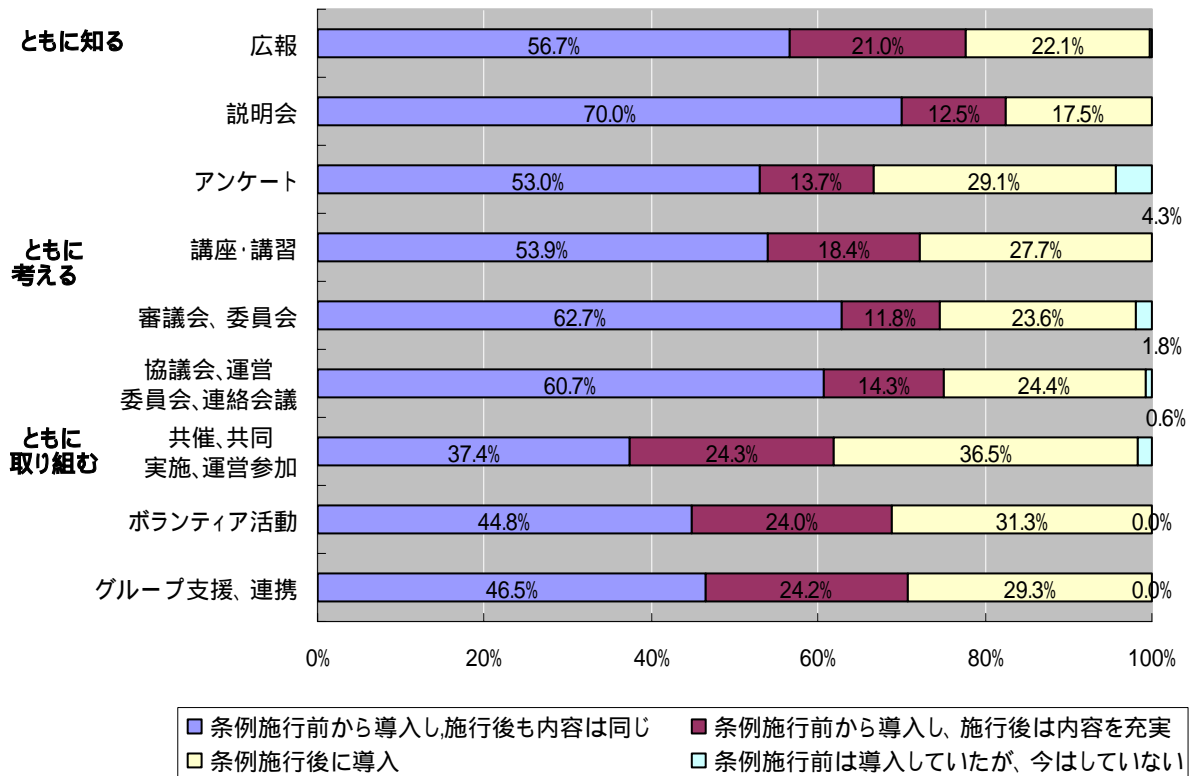
主なチャンネルの活用状況

主なチャンネル	活用事業数	割合
広報	434	45.1%
協議会、運営委員会、連絡会議	168	17.5%
講座・講習	141	14.7%
説明会	120	12.5%
アンケート	117	12.2%
共催、共同実施、運営参加	115	12.0%
審議会、委員会	110	11.4%
グループ支援、連携	99	10.3%
ボランティア活動	96	10.0%

全体的にみると、「ともに知る」（「広報」「説明会」「アンケート」など）や「ともに考える」（「講座・講習」「審議会、委員会」「協議会、運営委員会、連絡会議」など）に含まれるチャンネルでは、「条例施行前から導入し、施行後も同じ内容である」ものが、半数かそれ以上を占める傾向がみられます。

一方、「ともに取り組む」（「共催、共同実施、運営参加」「ボランティア」「グループ支援、連携」など）に含まれるチャンネルでは、「条例施行前から導入し、施行後は内容を充実した」もの、または、「条例施行後に導入」したものが占める割合が高くなる傾向があり、「参画」はもとより「協働」がキーワードになっているといえます。

主なチャンネルの活用状況

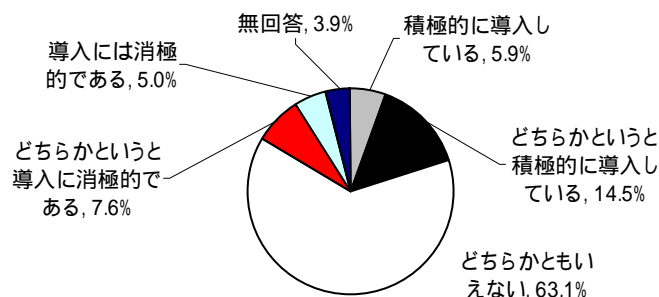


(3) 県職員の意識と実態

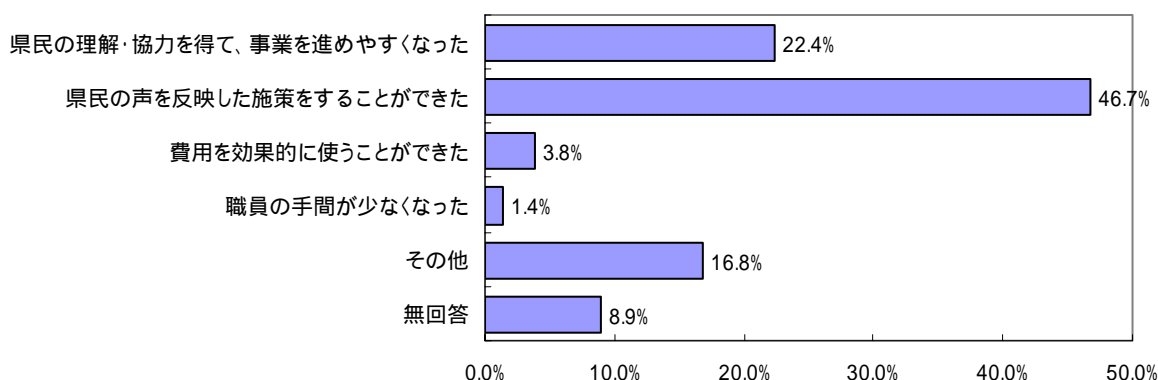
無作為抽出した県職員約 1,000 人にアンケートを実施したところ、参画・協働条例を踏まえて、参画と協働の手法の導入に努めた割合は約 20.4%で、導入に積極的とも消極的ともいえないは約 63.1%ありました。

導入派にその成果を聞いたところ、「県民の声を反映できた」が 46.7%、「県民の協力を得て事業を進めやすくなった」が 22.4%あり、おおむね肯定的な意見でした。

参画と協働の手法の導入に努めていますか



導入してどのような成果がありましたか



2 手法（チャンネル）の導入に向けた課題

調査の結果を見ると、条例施行後、「ともに取り組む」場面を中心に、様々なチャンネルを活用した参画と協働が少しずつ進んでいることが分かります。

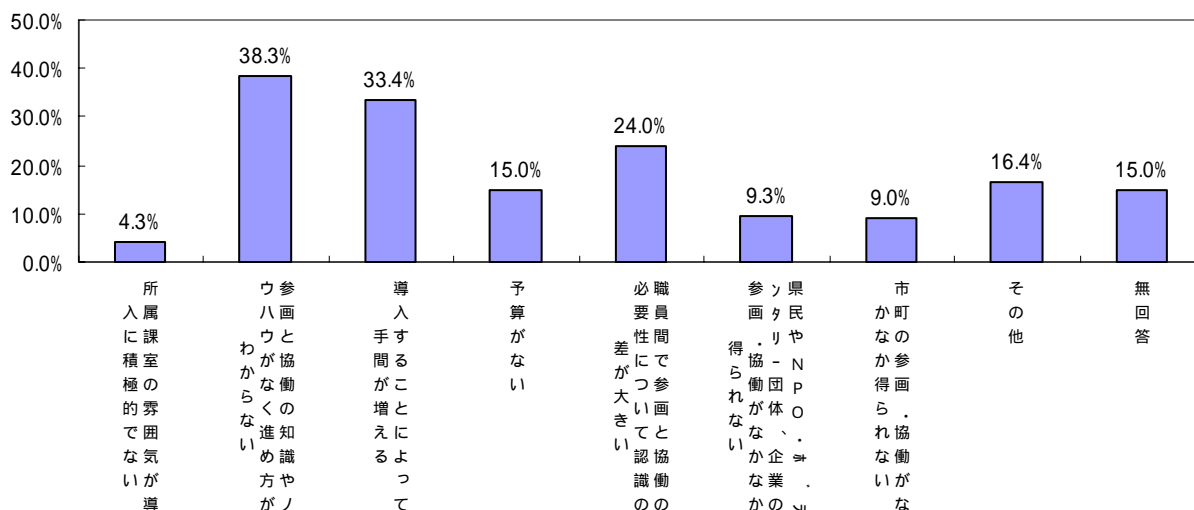
しかしながら、個々の職員の実態を見ると、参画と協働の手法（チャンネル）の導入に努めた割合は、約2割であり、決して高いとは言えません。

導入消極派に課題を聞いたところ、「ノウハウがなく、進め方がわからない」「導入することによって手間が増える」がそれぞれ38.3%、33.4%となっており、また、「職員間で必要性の認識の差が大きい」が24.0%ありました。

このように調査の結果からは、参画と協働の趣旨や必要性は理解しているものの、ノウハウや現場経験の不足から、具体的に事業にどう取り入れていけばよいのかがわからず、戸惑っている職員の姿が浮かびます。

このため、成熟時代に求められる行政能力の一つである「参画と協働」の意義や、具体的なノウハウの蓄積と共有、現場主義の徹底による実践的な研修機会の充実が重要です。

導入しようとしたときにどのような問題がありましたか



参画と協働施策実施のガイドブック

～多様な手法（チャネル）の活用ノウハウ～

平成 18 年 11 月

兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課

650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話：078-362-4015

メールアドレス：ks_sankaku@pref.hyogo.jp

ホームページアドレス：<http://web.pref.hyogo.jp/index.html>